

平成28年第3回定例会

長柄町議会会議録

平成28年 9月15日 開会

平成28年 9月16日 閉会

長柄町議会

平成28年長柄町議会第3回定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第1号（9月15日）

○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	4
○開会及び開議の宣告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	6
○行政報告	9
○一般質問	10
本吉敏子君	10
鶴岡喜豊君	24
川嶋朗敬君	35
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	50
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	52
○議案第3号～議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	56
○延会の宣告	92

第2号（9月16日）

○議事日程	93
○出席議員	93
○欠席議員	93
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	93

○本会議に職務のため出席した者の職氏名	94
○開議の宣告	95
○諸般の報告	95
○議案第6号、報告第1号～報告第3号の上程、説明、質疑、委員会付託	95
○同意第1号の上程、説明、採決	109
○長柄町選挙管理委員会委員の選挙及び長柄町選挙管理委員会委員補充員の選挙	110
○閉議及び閉会の宣告	112
○署名議員	115

平成28年長柄町議会第3回定例会を次のとおり招集する。

平成28年8月17日

長柄町長 清 田 勝 利

1 期 日 平成28年9月15日

2 場 所 長柄町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1 番	川 嶋 朗 敬 君	2 番	鶴 岡 喜 豊 君
3 番	池 沢 俊 雄 君	4 番	三 枝 新 一 君
5 番	本 吉 敏 子 君	6 番	山 根 義 弘 君
7 番	古 坂 勇 人 君	8 番	関 民之輔 君
9 番	大 岩 芳 治 君	10 番	神 崎 好 功 君
11 番	星 野 一 成 君	12 番	月 岡 清 孝 君

不応招議員（なし）

平成28年長柄町議会第3回定例会会議録

議事日程(第1号)

平成28年9月15日(木曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程代 4 行政報告
日程第 5 一般質問
日程第 6 議案第 1号 長柄町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 7 議案第 2号 指定管理者の指定について
日程第 8 議案第 3号 平成28年度長柄町一般会計補正予算(第2号)
議案第 4号 平成28年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
議案第 5号 平成28年度長柄町介護保険特別会計補正予算(第2号)
-

出席議員(12名)

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 川嶋朗敬君 | 2番 | 鶴岡喜豊君 |
| 3番 | 池沢俊雄君 | 4番 | 三枝新一君 |
| 5番 | 本吉敏子君 | 6番 | 山根義弘君 |
| 7番 | 古坂勇人君 | 8番 | 関民之輔君 |
| 9番 | 大岩芳治君 | 10番 | 神崎好功君 |
| 11番 | 星野一成君 | 12番 | 月岡清孝君 |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|------|-------|--------|-------|
| 町長 | 清田勝利君 | 副町長 | 鈴木誠一君 |
| 総務課長 | 蒔田功君 | 企画財政課長 | 白井浩君 |

税務住民課長	石井正信君	健康福祉課長	小林敬二君
建設環境課長	内藤文雄君	産業振興課長	若菜聖史君
会計管理者	大塚真由美君	教 育 長	佐川和弘君
学校教育課長 兼給食センター長	石井一好君	生涯学習課長 兼公民館長	松本昌久君
選挙管理委員会 書記 会長	蒔田 功君	農業委員会 事務局 会長	若菜聖史君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	森田孝一	議会書記	安部吉輝
--------	------	------	------

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（月岡清孝君） 皆さん、おはようございます。

本日はお忙しい中、お集まりをいただきご苦労さまです。

傍聴の皆様には、ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は、12名全員であります。地方自治法第113条の規定により、定足数に達しておりますので、これより平成28年長柄町議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（月岡清孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は会議規則第120条の規定により、議長より指名いたします。

11番 星 野 一 成 君

1 番 川 嶋 朗 敬 君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（月岡清孝君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日9月15日から20日までの6日間にしたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から20日までの6日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（月岡清孝君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長から報告いたします。

本日の議事日程及び議長の出席要求に対する出席者については、印刷してお配りしてあるとおりです。

陳情が1件提出されました。議会運営委員会で協議した結果、審議保留となりました。印刷してお手元にお配りしてありますので、ご了承ください。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、町教育委員会から平成27年度教育委員会の主な事務の管理及び執行状況の点検・評価についての報告がありました。印刷してお手元にお配りしてありますので、ご了承ください。

また、監査委員から例月出納検査結果報告書が提出されました。印刷してお手元にお配りしてありますので、ご了承ください。

次に、長生郡市広域市町村圏組合議会議員であります、池沢俊雄君より報告があります。

長生郡市広域市町村圏組合議会議員、池沢俊雄君。

○長生郡市広域市町村圏組合議会議員（池沢俊雄君） 皆さん、おはようございます。

私からは諸般の報告といたしまして、平成28年第2回長生郡市広域市町村圏組合議会定例会の報告をさせていただきます。

平成28年第2回長生郡市広域市町村圏組合議会定例会は、8月30日に開会し、一般会計継続費精算報告、水道事業会計繰越計算書、公営企業資金不足比率について、それぞれ書面による報告がありました。

審議案件は、承認3件、平成27年度各会計の決算認定認定案4件、議案6件を審議し、同日閉会いたしました。また、議長に板倉正勝議員、長南町、副議長に深山和夫議員、茂原市が、それぞれ就任されました。

以下、審議の結果をお知らせいたします。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について）。内容として、茂原市に準じた給与体系をとっている当組合においても、同様の改正をすることについて、

専決処分したので、議会の承認を求めるものであります。

1点目は、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準拠した、茂原市の給与改定に鑑み、一般職の給料表を平成27年4月に遡及し、平均0.3%引き上げ、勤勉手当の支給率を0.1カ月引き上げました。再任用職員は、年間で0.05カ月引き上げました。

2点目は、一般職の給与水準の適正化を図るための独自削減として、平成27年度に引き続き、6級以上の管理職は2%、その他の職員は1%、平成28年度末まで延長をいたしました。

3点目は、組合独自の内容として、消防職員の危険手当を月額2,500円の支給を、1勤務につき200円に改正しました。

4点目は、地方公務員法の改正により、標準的な職務内容を定める級別基準職務表を新たに条例に規定いたしました。

承認第1号は、原案どおり承認をされました。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（長生郡市広域市町村圏組合病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について）。内容として、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準拠し、病院事業管理者の期末手当を改正することについて、専決処分したので議会の承認を求めるものでございます。承認第2号につきましても、原案どおり承認でございます。

次に、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償額の決定について）。内容としては、地方公営企業法第40条第2項及び長生郡市広域市町村圏組合水道事業の設置に関する条例第6条の規定に基づき、漏水事故による損害賠償額の決定及び和解について、専決処分をしたので、議会の承認を求めるものでございます。承認第3号につきましても、原案どおり認定をされたところでございます。

次に、認定案第1号 平成27年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。内容としては、歳入総額53億1,388万7,959円、歳出総額51億8,410万6,529円の決算について認定を求めるもので、さきの3会計ともども決算審査特別委員会に審査を付託されたところでございます。

次に、認定案第2号 平成27年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬場・斎場事業費歳入歳出決算の認定についてでございます。内容として、歳入総額1億5,688万8,132円、歳出総額1億4,443万1,597円の決算について認定を求めるものでございます。

次に、認定案第3号 平成27年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計決算の認定について。内容として、水道事業収益51億6,829万5,847円、水道事業費用50億9,298万8,000円、

資本的収入 5 億 6,624 万 9,084 円、資本的支出 14 億 84 万 9,901 円の決算について認定を求めるものでございます。

次に、認定案第 4 号 平成 27 年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計決算の認定についてでございます。内容といたしまして、病院事業収益 33 億 1,190 万 6,950 円、病院事業費用 33 億 4,630 万 9,568 円、資本的収入 4 億 7,666 万 8,000 円、資本的支出 6 億 4,206 万 9,513 円の決算について認定を求めるものでございます。

なお、認定案第 1 号から第 4 号は、茂原市 3 名、町村各 1 名の計 9 名をもって決算審査特別委員会が設置され、継続審査となり、次の委員が選任されたところでございます。

金坂道人委員、ますだよしお委員、初谷智津枝委員、鶴野澤一夫委員、中村義徳委員、中村秀美委員、大多和秀一委員、池沢俊雄委員、松野唱平委員が選任され、委員長に中村義徳委員、副委員長に初谷智津枝委員を互選いたしました。

次に、平成 28 年度病院事業会計補正予算（第 1 号）でございます。内容といたしましては、看護師確保のための就学資金貸し付け事業において、貸し付け対象者 2 名が貸付金の返還及び停止となることから、歳入を 55 万円の増加、支出を 120 万円減額するものでございます。原案どおり可決されました。

次に、議案第 2 号 長生郡市広域市町村圏組合職員の退職管理に関する条例の制定についてでございます。内容として、地方公務員法が改正され、職員の再就職等に関し規制する規定が設けられ、新たな条例を制定するものでございます。これにつきましても、原案どおり可決されました。

次に、議案第 3 号 長生郡市広域市町村圏組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。内容として、地方公務員法の規定に基づき、条例で公表している項目について、職員の休業の状況を追加するものでございます。議案第 3 号につきましても原案どおり可決をされました。

議案第 4 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。内容として、給料月額に対する割合で支給されている管理職手当について、千葉県及び茂原市の改正状況に鑑み、職責に応じた月額定額制にするため、所要の改正をするものでございます。議案第 4 号につきましても原案どおり可決をされました。

次に、議案第 5 号 契約の締結についてでございます。内容といたしまして、（仮称）長生分署建設工事の建築及び外構に関する工事請負契約について、次の内容で議会の議決を求められたものでございます。これは消防分署の建築に係るものでございます。名称が、（仮

称) 長生分署建設工事(建築・外構工事)でございます。契約方法は指名競争入札。契約金額が3億6,720万円。契約の相手方が千葉県長生郡白子町牛込3909番地の6、丸信工業株式会社でございます。工期といたしまして、平成29年8月31日が工期でございます。議案第5号につきましても、原案どおり可決をされたところでございます。

議案第6号 監査委員の選任につき同意を求めることについてでございます。内容は、組合議員の私どもの議長でございます月岡清孝氏を監査委員に選任をするものでございます。議案第6号につきましても、原案どおり同意をされたところでございます。

以上が、平成28年第2回長生郡市広域市町村圏組合議会定例会の報告でございます。

ありがとうございました。

○議長(月岡清孝君) 以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長(月岡清孝君) 日程第4、行政報告を行います。

町長より、行政報告の申し出がありましたので、これを許可します。

町長、清田勝利君。

○町長(清田勝利君) 行政報告を申し上げます。

先般、私が参加いたしました、平成28年度関東町村会海外行政視察について報告申し上げます。

期日は、7月15日から24日までの10日間であります。視察地はカナダでございました。主な視察内容は、トロントではナイアガラ地域の農業及び子育て支援対策を、キャンモアでは環境、再生エネルギー政策を、そしてバンクーバーでは木材利用促進策を視察してまいりました。

このような貴重な体験を、同じような課題を抱える町村長の皆様方とともに体験できたことに感謝申し上げますとともに、今後の本町の施策展開に活かしてまいりたいと存じております。詳細はお手元の報告書をご覧くださいと存じます。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長(月岡清孝君) 以上で、行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（月岡清孝君） 日程第5、一般質問を行います。

ここで議長からお願いをいたします。

一般質問につきましては、本定例会は一問一答方式と、従来方式の選択制を試行的に採用することとし、既に通告がなされておりますので、通告順に従いこれを許します。

質問者並びに答弁者は、要旨を整理され、簡潔に述べられますよう、また通告以外のことは答弁されませんので、ご了承願います。

なお、一問一答方式を採用する場合は、質問、答弁を含めて60分以内で終わるようご協力をお願いいたします。

では、会議規則第61条の規定により順次発言を許します。

◇ 本 吉 敏 子 君

○議長（月岡清孝君） 5番、本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 皆様、おはようございます。5番、本吉敏子です。

初めに、8月に相次ぎました台風9号、10号では、岩手県など東北、北海道に重大な被害をもたらしました。お亡くなりになられた皆様のご冥福を心よりお祈りするとともに、被災されている皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

本町でも、8月22日の台風9号で直撃を受けて、約900軒の停電が発生し、復旧には随分時間がかかりました。本町に直撃し、倒木等の片づけで職員の皆様は大変だったと伺いました。今までの台風でこんなに停電の時間がかかったのは、東日本大震災以来だと思いますが、東電には連絡がとれず、住民の皆様はどれだけ不安な一夜を過ごされたのか。また、エリアメールも流れず、防災行政無線からは昼間と夜の2回だけ流れましたが、住民の皆様はすごい暴風雨で雨戸をしっかりと閉めているので聞こえず、何の手だてもなく、大変だったと話されておりました。

翌日、役場に伺い、どのような対策をされたのか伺いました。ソフトの面、ハードの面で町内をパトロールカーで放送しながら巡回していただけたら、ありがたいとの声もいただき

ました。独居の方に対してもどのような声をかけ、手を打たれたのか。もちろん自助・共助・公助に加えて、近所の普段からの災害に備えた準備や行動が大切です。また、現在台風などの風水害を備えた関係機関が事前にとるべき対応を時系列で整理したタイムライン、事前防災行動計画を導入する動きが広がっております。ぜひ、長柄町でも事前に減災に取り組む体制を取り入れていただきたいと強く感じました。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、3項目にわたり質問をさせていただきます。

まず1項目め、W i - F i 自動販売機導入についてお伺いいたします。

自動販売機は商業施設や公共施設、街角からオフィスまで、さまざまなロケーションでくつろぎと安心の空間を提供されています。空きスペースの有効活用や照明による防犯効果、福利厚生の一環など、メリットはさまざまです。今まではパソコンのインターネット検索が多かったと思いますが、現在では携帯の i P h o n e やスマホ、タブレットのさまざまな端末で、手軽にその場ですぐに検索する方を多く見かけるようになりました。

いろいろなところでW i - F i、無料ワイヤレス通信サービス、フリーモバイル搭載した自動販売機により、公共施設や商店街、交通拠点など、多くの利用客が見込める自動販売機周辺半径50メートル程度で、高速インターネット接続が無料で可能になっています。機種、キャリアを選ばないので、全てのW i - F i 端末でご利用ができます。

本町でも、役場庁舎内、また道の駅にW i - F i 自動販売機が設置されております。公共施設は災害時において避難所となり、地域の方が避難してこられます。先の震災でも救援情報の共有や安否確認をする際に、インターネットが大変活躍しましたので、W i - F i 環境があると地域の方にとっても大きな安心となります。

今までいろいろな自治体では、地域コミュニティへの公衆無線LAN整備の必要性は認識していながらも、ネットワークの構築に費用負担が発生するため二の足を踏んでいたという自治体が多かったようです。会社によっては、ネットワークの構築費用からランニングコストまで、自動販売機の売り上げで、売上手数料などによって賄うことで、設置オーナー様の費用負担なしに、ネットワーク環境が実現するようになりました。

また、付加価値の高いオリジナル自動販売機では、環境、省エネの配慮を備えたもの、災害などにより停電した場合、販売機能が停止し、商品の取り出しを行うことが難しく、復旧するまで飲料販売、提供することができませんでした。しかし、災害救援ベンダー搭載の自動販売機では、災害発生時など、停電が発生した場合、無停電電源装置から必要な電力を供

給、無料で販売機から商品を取り出すことができます。避難所に指定されていることが多い自治体や学校などの公共施設は、災害救援ベンダーを設置することで、集まってきた災害者や避難人の救済をすることができます。

また、W i - F i 機能や多彩な機能を備えた新しい自動販売機を設置することで、災害時はインターネットを無料、無制限で開放できるため、普段のお客様だけではなく、地域住民も含めた地域全体に貢献することができます。

長柄町はW i - F i が使える町として、地域のイメージアップを図り、地域活性化や町おこしの一環に、地域住民がご利用できるネットワーク環境ができる自動販売機設置を提案いたします。

そこで、3点お伺いいたします。

1、現在長柄町の公共施設等、インターネットに接続可能な無料W i - F i 自動販売機の設置状況をお伺いいたします。

2、災害時に飲料が自動販売機から無料で取り出せる災害救援自動販売機はどのくらい設置されているのか、お伺いいたします。

3、公民館、公共施設にW i - F i 自動販売機の設置の導入を提案いたしますが、考えをお伺いいたします。

次に、2項目め、がん検診の受診率向上とがんの早期発見についてお伺いいたします。

9月はがん征圧月間です。日本対がん協会では、がんに対する正しい知識の普及と、がん検診受診向上を目的に、9月をがん征圧月間とし、全国的に運動を展開されています。2人に1人ががんにかかり、その3分の2ががんを克服するようになっております。怖い病気ですが、早期発見で完治も見込める病気です。早期発見には症状がないときから、年1回は検診を受けることがとても大切です。

本町の基本計画の中でも、高齢社会の進行、食生活の多様化、生活環境の変化に伴い、生活習慣病と総称される糖尿病、心臓病、脳卒中などの疾病や、がんの患者が増加傾向にあり、本町においても各種がんや心臓病での死因が8割に及ぶなど、対策が喫緊の課題となっています。生活習慣の改善や自分自身の身体の状況を知ることが予防、早期発見をするための重要事項であり、がん検診の受診率の向上とがんの早期発見では、受診しやすい環境づくりを推進しますとあります。

今回は、日本人に最も多い胃がんと、最近話題となっております乳がんについてお伺いいたします。

初めに、胃がんについて。かつては死亡数が最も多いがんでしたが、2014年の統計では大腸がん、肺がんに次いで第3位となっています。胃がんにかかる人は高齢者を中心に多く、減ってはおりません。近年、胃がんの発症にはピロリ菌、ヘリコバクター・ピロリ感染による慢性胃炎と生活習慣が深く関わっていることがわかり、生活習慣の改善とピロリ菌の感染予防、除菌により多くの胃がんを防ぐことが可能となりました。ピロリ菌感染は、血液や尿、便などで調べることができます。感染していたら除菌をし、胃がんになる危険度が低くなることは明らかになっております。

また、10月はピンクリボン月間です。ピンクリボンとは乳がん撲滅、検診の早期受診を啓蒙、推進するため、世界的に行われている、各地でピンクリボンにかかわるイベントが実施されております。年齢別に見た場合、胃がんや肺がん、大腸がんのように年齢が高まるとともに増えるがんとは異なり、乳がんは30代から増加し始め、40代後半から50代前半にピークを迎え、比較的若い世代で多くなっております。乳がんは、現在日本人女性の約12人に1人が発症すると言われておりますが、自分で発見できる唯一のがんでもあります。

しかしながら、乳がん検診は検診受診率が非常に低い状況にあります。がんによる死亡者数を減少させるためには、がん検診の受診率を向上させ、がんを早期に発見することが重要だと思います。乳がんは早期に発見すると、治癒率は何と90%、怖い、痛そう、恥ずかしいと検診から遠ざかっている方には、まずは月1回の自己検診をお勧めいたします。定期検診を受診されているから安心という方も、異常に早く気づくためにも、月1回の自己検診が効果的です。

今回提案いたします自己検診用グローブは、素手で触るより感度が高まるため、異常が感じやすくなることが期待できます。月1回の自己検診とあわせて、定期検診をお勧めいたしますが、その点を踏まえ、6点をお伺いいたします。

1、がん検診の受診率の向上とがんの早期発見、治療にどのように取り組まれているのか、お伺いいたします。

2、長柄町では、がん検診の受診しやすい環境づくりをどのように推進していこうとしているのか、お伺いいたします。

3点目、今後のがん検診の目標をお伺いいたします。

4点目、長柄町において過去3年間の胃がん検診、乳がん検診の受診率をお伺いいたします。

5点目、胃がん予防の一環として、以前には呼気検査の提案をさせていただきましたが、

今回ピロリ菌検査の実施を提案いたしますが、考えをお伺いいたします。

6点目、乳がん早期発見へ、自己検診用グローブの配布を提案いたしますが、考えをお伺いいたします。

次、3項目め、(仮称)町づくり提案事業の導入についてお伺いいたします。

長柄町の総合計画にあります町民が主役となる開かれた町づくりの中に、町民が主体に町づくりに関わり、町民と行政が情報を共有できるよう、広報・広聴、また活動を一層充実させ、町づくりへの参加を促進しますとあります。

そこで、町民と行政との協働による町づくりを進めていくには、町民の皆様が町づくりの主体として、町政に積極的に参加していただくことが重要であることから、町では町づくりに熱意やアイデアを持つ団体が自主、主体的に企画、実施する町の活性化や町のPRを図る事業を募集し、事業の運営に必要な費用を、補助金を交付するといった、町づくり活動を応援する制度が必要であると感じます。

例えば、近隣市町村でも既に取り組んでいます睦沢町でも、町を活性化する事業を募集し、たくさんの事業実施団体から応募があり、昨年ではメルヘンの会の団体から3色ゼリーの発案事業や、魅力発信★むつざわ未来ラボの団体から、心も体も癒やされる睦沢の魅力を効果的に発信する新しいメディアづくり、また、むつざわを愛する会の団体では、睦沢ふれあい納涼花火大会など、地域の活性化や町のPRなど、自主、主体的に実施する提案が盛りだくさんに提出されているようです。

大多喜町でも下大多喜レンゲ祭りの実行委員会の団体から、保育園児や小学生の体験学習の一環として、レンゲの種まきを行うなど、祭り当日には地元特産品の販売を通して、PR活動を行い、地域の活性化が見込まれる事業など、長南町でも町づくり町民提案事業が開始されております。

そこで、長柄町でも町民が主体となり、町の地域資源を活用することや、定住や交流人口の増加を図ることを目的とした公益性のある町づくりの提案等、町のPRを図る事業について企画を募集し、採用、実施になった場合は、賞金もしくは補助金の交付などを提案いたしますが、考えをお伺いいたします。

以上で、1回目の質問を終了させていただきます。

○議長(月岡清孝君) 答弁を願います。

町長、清田勝利君。

○町長(清田勝利君) 本吉議員のご質問にお答えします。

まず、Wi-Fi自動販売機導入についてお答えいたします。

1点目の設置状況ですが、自動販売機は庁舎内に8台、福祉センターに3台、公民館に2台、武道館、町民体育館、史跡ガイダンス施設に各1台設置してあります。このうち、庁舎内の1台がWi-Fi自動販売機となっております。

2点目の災害時救援自動販売機の設置状況ですが、庁舎内に5台、福祉センターに1台、公民館に1台設置してあります。

3点目の公民館、公共施設等へのWi-Fi自動販売機の設置についてのご質問でございますが、Wi-Fi自動販売機の設置は使用料の免除と一定の売り上げが条件となっていることから、現在自動販売機の事業者と協議をしているところであります。

次に、がん検診の受診率向上とがんの早期発見についてお答えいたします。

まず、1点目の取り組みについてですが、受診率の向上に向けては、検診の同時実施を推進しています。肺がん検診は5月の特定健診時に同時実施し、女性のがん検診である乳がん検診と子宮がん検診は、11月と12月に同時に実施する予定であります。さらに、今年度からはお勤めの方でも受診しやすいように、胃がん検診、乳がん検診及び子宮がん検診を土曜日に受診できるよう計画しております。また、検診の対象となる方には、毎年、希望調査を実施し、受診勧奨に努めるとともに、希望しなかった方でも随時の受け付けを行い、多くの方に受診していただけるよう配慮しているところでございます。

次に、がんの早期発見、治療に関しては、受診した結果、精密検査が必要と判定された方には、補助券のついた精密検査結果報告書を発行し、検査費用の負担軽減と受診状況の把握に努めております。

2点目の受診しやすい環境づくりについてでございますが、今年度からは受け付けをする際、パソコンによるシステムを導入し、受付時間の短縮に努めておるところであります。

次に、3点目のがん検診受診率の目標につきましては、国の目標は、胃がん、肺がん、大腸がんの受診率が40%、乳がん、子宮がんが50%と示されております。したがって、当面この数値を目標としております。また、がんでの死亡の減少を目指し、精密検査受診率100%を目指して、これからはいきます。

次に、4点目の過去3年間の受診率につきましては、胃がん検診におきましては、平成25年度19.5%、26年度18.9%、27年度19.5%で、ほぼ横ばいでありました。乳がん検診では、平成25年度34.2%、26年では35.2%、27年度は37.3%と、若干ではありますが、向上傾向にあります。

これは、国が実施している新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業や、働く世代の女性支援のためのがん検診未受診者対策緊急支援事業による、クーポン券使用での無料検診が効果を上げているものと思われます。

次に、5点目のピロリ菌検査の実施であります。長生管内では、長生村と長南町が現在実施しております。実施方法、対象者等、それぞれ異なった内容となっておりますので、今後先進自治体の内容を十分把握して、本町に合った検診方法を検討し、将来的には実施の方向で考えますので、ご理解を賜りたく存じます。

次に、6点目の乳がん検診の自己検診用グローブの配布につきましては、早期発見のために定期的に検診を受診することだけでなく、乳がんの自己触診の方法について、啓発普及に努めるよう、がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針に基づいて実施しております。

具体的には、検診受診者への自己触診の普及のために、乳房モデルの模型を会場に準備し、実際に自己触診の体験ができるようにしております。自己検診用グローブについては、今のところ国や県からの情報はありますが、効果的であるとの検証が明らかになった時点で考えますので、当面、乳がん検診の受診勧奨を行っていきたいと思います。

最後に、町づくり提案事業についてでございますが、近年、社会環境や人々のライフスタイルの変化等により、公共サービスに対して求められるもの、いわゆるニーズが多様で複雑なものになり、行政だけでは解決できない問題が増加しているのが現状でございます。そのような中で、町づくりという大きな課題に対し、行政、役場の内側からのみの考えではなく、町民目線、また民間ならではの柔軟な発想による、住民ニーズにマッチした企画・提案がなされる、そのような仕組みをつくることは、まさに町民と行政の協働による町づくりであると考えます。議員のご質問につきましても、まさに貴重なご意見と受けとめたいと思います。

なお、賞金もしくは補助金を出すという点につきましては、ご提案のこのような新しい協働事業であればなおさらのこと、現段階では考えておりませんが、ご提案いただける方々の町づくりに対する意思や深い思いに対しての返礼のあり方などにつきましては、前段とあわせて、今後の課題とさせていただきたいと存じますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、本吉議員のご質問に対しての私からの答弁とさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 5番、本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） まず1点目、自席から2点目の再質問をさせていただきます。

今回、Wi-Fiなんですけれども、先ほど町長からの答弁にありましたように、庁舎内だとか、また今一定の売り上げだとかということの調査をされているということで伺いました。ぜひともこれは公共施設の公民館、また福祉センターには避難所となっていくということもありますので、早急にこの考えをしていただきたいと思いますと思いますが、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

総務課長、蒔田功君。

○総務課長（蒔田 功君） ただいまのご質問ですが、私どもも公民館、福祉センターにはWi-Fiの環境、この時代ですから必要なものと認識しております。

ただし、自動販売機につきましては、使用料の免除だけであればさほどの額でないんですけれども、役場の一部の販売機を除いて、公民館、福祉センターを含めて売り上げが少ないということで、現在、自動販売機のメーカーさんからいただいています使用料、電気料、先般の打ち合わせでは月額2万1,000円、町が免除しなければつり合いがとれないということで、そうしますと年間二十四、五万円ということになります。

直営でWi-Fiを設置した場合、月額、機器も入れて7,000円程度ということなんで、自販機メーカーさんとは、省エネ対応の自動販売機等の入れかえ等も含めて、可能性を探っているところでございます。その辺を踏まえて、新年度を目指して、Wi-Fiの対応については対応していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 5番、本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） ぜひ早目に検討していただきたいというか、設置をしていただきたいと思います。

また、交流センターも、これは季節によって人の出入りが違うと思いますけれども、町内、町外から利用される方が多くいらっしゃいます。その中で、来られた方からも、長柄町は使えないのかというようなご意見もありましたので、大多喜町では町が32カ所、そのような観光地ということになっておりますけれども、設置をされているということで、本当に町をPRするためにもぜひ設置を考えていただきたいと思います。

避難場所になっている場所についても、ぜひしっかりと手だてを考えていただきまして、何かあってからでは遅いと思います。ですので、今からしっかりと考えていただきながら、

設置の方向に向けていただきたいと思います。

最後に、これは今年度はちょっと無理かもしれませんが、来年度にはぜひやってもらいたいと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 町にとって一番有利な方法で、今年度中に検討したいというふう
に思っております。

○議長（月岡清孝君） 5番、本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） それでは、がん検診についてお伺いしたいと思います。

本町でもいろいろと工夫をしながら、がん検診の受診率の向上ということでされている
ということを伺いました。その中で目標も胃がん、また大腸がんとかということで40%とい
うお話がありました。乳がんに関しては50%ということで、過去3年間の胃がん検診、乳が
ん検診を見た中で、いろいろ工夫はしていると思いますけれども、この40%にするための年
間どこまで持っていくのかということの具体的な目標というのがありましたら、教えていた
だきたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

健康福祉課長、小林敬二君。

○健康福祉課長（小林敬二君） 受診率の向上という観点でございますけれども、胃がん、大
腸がん、肺がんにつきましては、目標値といたしまして、国の指針であります40%を目標と
しております。

現在、町の実績といたしましても、先ほど町長の答弁からありましたように、胃がんにつ
いては19.5%、大腸がんについては37.7%、あと肺がんにつきましては38.3%というこ
とでございますけれども、こちらにつきまして受診率向上ということでございますけれども、受
診率向上につきましては、受診者数を多くしていただくためにも、広報等、受診を勧誘して
いきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 5番、本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） それでは、乳がん検診について、クーポン券が先ほども受診率の向上
の中でクーポン券が発行されたので、受診率がここまで上がってきたというお話がありまし
た。実際に、この40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の年齢別の受診率がわかりましたら教えて

ください。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

小林課長。

○健康福祉課長（小林敬二君） 先ほどのクーポン券の関係の受診率ということで、新たなステージに入ったがん検診ということかでございます。

子宮頸がんにつきましては、5歳刻みで20歳、25歳、30歳、35歳、40歳ということで、受診のほうの対象者がございます。

20歳の対象者といたしましては26名で、クーポンの枚数につきましても同じ26でございます。受診者につきましては4名の受診者がございます。あと25歳でございますけれども、受診の対象者といたしましては18名で、受診者が4名でございます。あと30歳でございますけれども対象者が18名、受診者数が1名でございます。あと35歳につきましては対象者15名、受診者2名でございます。40歳につきましては対象者17名、受診者1名で、合計いたしますと、対象者につきましては94名のうち、受診者が12名ということになります。

あと乳がんでございますけれども、こちらにつきましては、40歳から5歳刻みとなつてございますけれども、40歳対象者につきましては、30名のうち受診者が10名、あと45歳につきまして、対象者24名に対しまして、受診者がゼロでございます。あと50歳が対象者29名、受診者5名でございます。55歳、対象者22名、受診者4名でございます。あと60歳につきましては、対象者30名に対しまして受診者が2名、合計で対象者135名のうち受診者数が21名でございます。

それと、あと子宮頸がんのほうでございますけれども、こちらは働く世代の関係のクーポンでございますけれども、こちらは22歳から5歳刻みで行っておるものでございますけれども、22歳の対象者24名に対しまして受診者が3名、27歳の対象者が24名に対しまして受診者が3名、あと32歳の対象者につきまして19名に対しまして受診者が1名、37歳の対象者につきまして24名、受診者1名、合計で対象者91名に対しまして、受診者が8名ということになってございます。

それと、あと乳がんのほうでございますけれども、同じく42歳から5歳刻みで行っておるものでございますけれども、42歳、47歳、52歳、57歳を対象に乳がん検診の対象者、まず42歳ですけれども、14名に対しまして受診者1名、47歳の対象者30名に対しまして受診者1名、52歳の対象者22名に対しまして受診者1名、57歳対象者32名に対しまして受診者ゼロでございます。合計といたしまして、対象者98名に対しまして、受診者は3名ということでござい

ます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 5番、本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） ありがとうございます。

今、対象者と受診率ということで、受診者ということで聞きました。本当にまだまだ少ないと思います。そのためにも、いろいろな乳がんに関しましては、検診で模型を使って説明したりとかということでは言っていましたけれども、もう一度考えたほうがいいのではないかなというふうに思います。がん検診受診率ということで、先ほどもお話をさせていただきましたけれども、乳がんに関しましては、本当に今若い方が特に乳がんになる方も多いということでは伺っております。

先ほどの答弁の中では、全国の効果を伺って、その自己検診用グローブを考えていくというお話があったと思います。本当に全国がどうだということではなくて、いろいろな市町村でも結構使ってやっている。また、アピールをしているところも結構ありますので、まずほかの状況がどうだということではなく、長柄町としてはこのようにやっていくんだということをもう一度考えていただきたいと思いますが、この同グローブは素手ではなかなか見つからないという、見つけにくいけれども、このグローブでは小さなしこりも見つけやすいということも言われておりますので、ぜひ導入をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

小林課長。

○健康福祉課長（小林敬二君） 先ほどもちょっと答弁を町長のほうからされたんですけども、やはり国・県からの情報がまだ入っておりません。それと、あと効果的であるということの検証を各町村とか、あといろいろ多方面確認いたしまして、検証が明らかにできた段階で、その辺また再度検討したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 5番、本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 検証をということでありました。検証を待っていたら、受診率もなかなかアップもしませんし、今の受診率を見ても状況がよくわかると思います。それだけまだ意識もないんだなということがありますので、その意識をつけるためにも、このグローブを配布しながら、こういうことなんだということではアピールをするためにも、いいのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

小林課長。

○健康福祉課長（小林敬二君） 実際、この検診用グローブというものを購入しまして、保健師のほうでもちょっと検討していただいたんですけれども、物といたしましては、今1枚購入したのがありますけれども、こちらはドラッグストアのほうで自由に買えるようなものでございます。1枚入りで500円で購入できるそうですけれども、この中に手を入れて触診するようなものでございます。これは1回限りのものだそうですけれども、こちらのほうをとりあえず値段は1枚500円でドラッグストアで売られているそうですございます。

こちらにつきましても、先ほど言われたんですけれども、検証する。ほかにもいろいろ確認方法あるかと思っておりますけれども、こちらにつきまして、また再度町のほう全体でまた検討したいと思っておりますので、よろしくご理解願いたいと思っております。

○議長（月岡清孝君） 5番、本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） ドラッグストアでは500円です。これは東京でも皆さん勧めているところは、まとめて買うと180円で買えるんです。そういうふうには値段の問題ではありません。本当にその中で、乳がんということの怖さということだとか、とにかく一番身近で感じられるということも、分かるというのが乳がん検診でありますので、ぜひ前向きに検討していただきたいというふうに思っております。

また、乳がんの早期発見、また早期治療、診断、治療の大切さを住民の皆さんに伝えるために、ピンクリボンを活用し、皆さんもよくご存じだと思いますが、職員がしっかりと啓発、PRをさせてはいかがでしょうか。長柄町では、保健師さんだとか、そこでは見たことがないんですけれども、町独自で缶バッジをつくって、このPRをしているというところもあります。そういう面では長柄町さんはどう思っていますでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

小林課長。

○健康福祉課長（小林敬二君） 先ほど申しましたピンクリボンにつきましても、検討して、利用のほうで考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 5番、本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） ぜひよろしく願いいたします。

あとは教育長にお伺いいたします。

今回、児童・生徒へのがん教育の来年4月から全国の小中学校、高校で展開されます、が

ん教育の目的ということで出ておりますけれども、今回は健康と命の大切さを気づかせる2点ということで、がん教育の目的のがんを正しく知るということで、来年の4月からあるということですが、がん教育の命の授業、埼玉県熊谷市では小学校も実施、がん教育の受講からがん検診の受診率が上がったということを伺っております。

それは、家族にがん検診を受けるように、子供たちから勧めるようになったということ、伸びたということがあるんですけども、長柄町としてはどのように考えているか、お伺いいたします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

教育長、佐川和弘君。

○教育長（佐川和弘君） がん教育については来年度からということで、国のほうからも指針等示されておりますし、実態の中でがんに対する理解と、それから偏見の排除、そういった部分が主な目的ということになっているというふうに私は理解しております。そういったことですから、町の学校でも、積極的にそういった部分については展開していきたいというふうに認識しております。

○議長（月岡清孝君） 5番、本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 具体的にはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 佐川教育長。

○教育長（佐川和弘君） 教育委員会のほうとしては、講師等を招いて研修等の機会を持てれば、それはまた一つの手段でありますけれども、県教委のほうでもそういったがん教育に対する部分の研修会等を企画しておりますので、そういったところに積極的に参加してもらう中で、指導方法等を教職員が認識してもらうというのを第一歩として考えたいというふうに考えております。

○議長（月岡清孝君） 5番、本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） それでは、がん検診につきましては、町長からもしっかりと近隣市町村の状況、また町にとって一番何がいいのかということを検討しながら、これから進めていくということがありましたので、ぜひとも取り入れていただきたいというふうに思いますので、よろしくお伺いいたします。

最後に、町づくり提案事業の導入についてお伺いします。

これは、先ほども町長からの答弁の中では、町独自、住民からの発案というか、町づくりについて、そういう意見があれば、また考えていくということでお話があったと思います。

これはまずはしっかりと町自身でこのように進めていくということになっております。総合計画の中にもありますので、具体的にこういうことがあったらということで、広報等でも仮称で先ほども町づくり提案事業の導入ということで、お話をさせていただきましたけれども、長柄町の地域の活性化、また元気の出る地域づくりになるようなネーミングをしっかりと考えていただきながら、皆さんからぜひとも町づくりの参加させてもらいたいと、またぜひ私のアイデアをとということをお願いいただけるような、そういうわくわくできるような内容の事業の広報的なことをしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） ただいまのご質問ですけれども、まさにおっしゃっているところのことも理解しております。

今年度から後期の基本計画スタートいたしまして、5カ年ということで、議員がおっしゃった町民参加の促進の部分、スタートをいたしました。その中でも、広報・広聴活動を充実させるとか、情報の提供体制の充実とか、町民参加機会の充実、拡充、これらを述べておりますので、そこに向けて、もう半年が過ぎようとしておりますけれども、今後そのようなご意見も参考としながら、町づくりを進めてまいりたいと考えておりますので、お願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） ほかも本当に何か皆さん地域、少子高齢化、また地域の活性化ということで、皆さんが本当に考えながら取り組んでおりますので、ぜひ町民と一緒に進めていけたらと思いますので、これからもぜひとも前向きに検討していただきたいと思いますので、よろしく願います。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 以上で、本吉敏子君の質問を終わります。

ここで暫時休憩を入れます。

再開は11時15分といたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

○議長（月岡清孝君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇ 鶴 岡 喜 豊 君

○議長（月岡清孝君） 次に、2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 2番、鶴岡喜豊です。よろしくお願いします。

傍聴人の皆さん、足元の悪い中ご苦労さまでございます。

早いもので、私が議会議員に選出されてから1年が過ぎました。去年の9月の議会は、私自身初めての本会議で、一般質問をしているときに、先輩議員からやじが飛び、厳しい洗礼を受けました。そして、インターネットの議事録を読み返すと、謝罪をしたり、乱れている議会だとわかります。そして、インターネットの議事録は、当初やじを掲載しておらず、議事録のあり方を理解しておらず、私の納得できるものではありませんでした。

そこで、私は強く異議を申し立て、事務局にやじを掲載させました。初めての経験で、この先どうなるか大変不安でしたが、この1年を節目に、たとえ議会でやじられても、私の信条であります、ぶれない、こびない、偽らない議員を目指し、さらに邁進してまいります。

本議会では、なぜSさんの土地を役場が全て買収したのかという地元の声、長柄町の普通財産などについて、3項目ほど議長の許可をいただきましたので、質問させていただきます。

1の1、最初に木造住宅無料耐震診断についてです。

大正12年9月1日は、誰でも知っている関東大震災のあった日です。現在の9月1日は防災の日指定されています。また、昭和62年12月17日は千葉県東方沖地震があり、長南町、長柄町は震度5強を観測し、家の倒壊はありませんでしたが、屋根の瓦が落下して大変な被害を受けました。最近では、4月14、16日に発生した熊本、大分の地震では震度7を観測し、家の倒壊がありました。大変な被害が発生しています。

そんな中で、長柄町執行部は町内に木造建ての家屋がどのくらいあるのか、町内の家屋の状態を把握しているのでしょうか。建築確認申請、建築工事届けなどが提出され、町で把握している木造住宅が何戸あるか、伺います。また、その中で耐震診断が必要とされている旧建築基準法で設計建築された昭和56年6月以前の家屋は何戸あるのか、伺います。

1の2、私は長柄町の防災対策の一環として、家屋の安全確認のため調査することにより、住民の防災意識の向上を木造住宅無料耐震診断を実施することにより望めると思いますが、執行部に実施の考えがあるか、伺います。

2の1、次に行政・住民サービスについてです。

行政・住民サービスとは、それぞれ部署の事務分掌に掲載されていない事務及び業務です。

3月議会などで職員の待遇について質問しましたが、回答のとおり、待遇マニュアルなどを作成し、またこの4月より大課制を廃止し、役場の機構改革を行い、大変苦勞されたと思いますが、私が6月議会で質問した課長職が6級と7級にあり、1職1階の原則に適さないおかしな職階だと、これも平成29年度以降に見直すという回答をいただきました。その場限りに限らず、このように議会で指摘されたことを回答どおりに実現するのも、行政・住民サービスだと私は考えています。

そして、平成28年度より蒔田課長以外全員が新しい課長です。半年を経過して住民のためにどのような行政・住民サービスを考えているか、また各部署で既に取り入れた行政・住民サービスがあるのか、あれば行政・住民サービスの内容を伺います。

3月議会の待遇についての質問の回答は、総務課長の総括の回答でしたが、考えている、実施している課長があれば、それぞれの課長に回答をお願いします。何も考えていない、実施していなければ回答は結構でございますけれども、回答については、それぞれの課長にお願いいたします。

3の1、最後に、長柄町の普通財産の所有地についてです。

Sさんの鶉谷の土地6筆で約5,900平方メートル、全て買収した理由は何か、伺います。そして、約1,300平方メートルを処分したようですが、処分の内容を伺います。また、残りの所有地約4,600平方メートルの2,776万4,000円の買収単価に見合う費用対効果、また2,776万4,600円の税金が無駄にならない有効利用をどのように執行部は考えているのか、伺います。そして、地元鶉谷東部自治会に、迷惑をかけない土地の管理をどのように考えているのか、伺います。

3の2、本物件の登記簿謄本、売買契約書を私は入手しました。この鶉谷の用地取得は、地方自治法第96条第1項第8号、農地法第6条、不動産登記法第37条、契約及び財産の取得又は処分に関する長柄町の条例第3条に抵触していると私は考えますが、執行部は抵触していると考えないか、伺います。

3の3、普通財産の所有地の一覧表は、管理のために当然あると思いますが、平成15年の

最初の長生郡市合併協議会の際、添付資料の長柄町の普通財産の面積が間違っていると、私が指摘したことを合併協議会に派遣された職員は覚えていると思いますが、そしていろいろありましたが、普通財産の面積は私の指摘のとおり訂正されました。その後、十数年経過しましたが、その普通財産の面積に変更があったかないのか、あれば内容を伺います。また、これらの普通財産は、鶺谷以外にも何筆、何平方メートルあるのか、伺います。

そして、不動産登記法に抵触していると指摘しましたが、鶺谷のように、公衆用道路ではないのに地目変更し、普通財産を行政財産にしている所有地が鶺谷以外にもあるのか、その確認をお願いいたします。

以上で、私の一括の質問を終わります。

○議長（月岡清孝君） 答弁を願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 鶴岡議員のご質問にお答えします。

1点目の木造住宅無料耐震診断についてのご質問ですが、町で把握している木造の住宅は3,923棟で、そのうち昭和56年5月以前に建築された木造住宅は1,973棟であり、この割合はおおむね50%であります。また、町耐震改修促進計画における住宅全体の耐震化率は57.3%であります。

次に、木造住宅無料耐震診断の実施についてのご質問ですが、町では平成22年度から農林商工まつりに併せて、我が家の耐震相談会という無料相談会を実施しております。この相談会は、県が主催、町が共催となり、千葉県建築士事務所協会を相談員に迎え、旧耐震基準で建築された木造一戸建て住宅を対象として実施しております。広報、ホームページ等で啓発し、希望者を募り、昨年度までに18名の方が相談され、相談者からは「専門家の相談員であるため、的確な回答をもらえた」、「自宅の状況が把握できた」などの感想をいただいているところであります。

今後も、この相談会の普及啓発に努めるとともに、耐震化により建築物の安全性確保に向け、耐震診断、耐震改修等の支援策を検討してまいりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

2点目の住民サービスについてお答えいたします。

行政サービス、住民サービスにつきましては、まさにこれが地方公務員の根幹をなすものでございますので、常に町民の皆様の立場に立って、町民の皆様に寄り添い、昨年より今年、今年より来年と向上するように努めております。役場全体としては、今年度課制に変更いた

しましたが、そのとき、そのときに適合した組織を目指し、サービス向上に努めているところでもあります。個々個別には、先ほどのがん検診のように、毎年サービスの向上に努めているところでもありますので、よろしくお願ひ申し上げる次第でございます。

次に、町の普通財産についてのご質問ですが、まず1点目の鵜谷の町有地は、平成7年、当時通称縦貫道路の整備事業と水資源開発公団、現在の水資源機構による南房総導水路事業との一大合同事業として実施していた際の地権者からの申し出による、いわゆる代替地のために取得をした土地であると聞いております。

本件の土地は、議員のご質問のとおり、その後一部処分できたものの、残念ながら残りの土地は代替地として処分に至らず、現在の状況となっているところでございます。できる限り早期に、また有効的に土地処分をしたいと考えており、その間鵜谷東部の皆様方にはご迷惑をおかけしないよう、適切な管理に努めてまいりますので、何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

また、2点目のご指摘につきましては、本件は20年以上前のもので、残された資料の関係から、全貌とまではまいりませんが、その中で当時の契約が法令等に抵触していたということは、残念ながら否めぬところでございます。今後、このようなことのないよう、適切な執行、管理に努めてまいりたいと存じます。

3点目の平成15年以降の普通財産の面積の増減などについてでございますが、増といたしましては、平成22年に田代地先約30町歩の山林の寄附を受けたもの1件でございます。

一方、減となったものにつきましては、平成21年、大津倉旧水上中学校跡地に立地した、株式会社ナリヅカコーポレーションに売却した約6,600平方メートルが1件、平成23年、先ほど鵜谷東部の水田、1,346平方メートルの払い下げが1件の合計2件となっております。

最後のご質問の不動産登記法に抵触した鵜谷以外の行政財産ですが、調べ直したところではほかにはございませんでした。

以上、答弁をさせていただきました。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） それでは、一問一答でお願いしたいと思います。

まず、木造住宅無料診断についてでございますけれども、平成23年に長柄町住宅耐震診断等事業補助金交付要綱が設定されておりますけれども、実際この補助金、どのくらい今までの5年間で交付されたか、伺います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

建設環境課長、内藤文雄君。

○建設環境課長（内藤文雄君） この交付要綱に基づいて、耐震診断をお受けになった方は、今のところ実績はゼロでございます。先ほども町長の答弁でありましたが、農林商工まつりの際の我が家の耐震相談会から展開をして、診断、また改修工事に結びつけようというような啓発活動を今後もしていきたいと考えております。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 今伺った実績、相談は18名、実際補助金、補助要綱が制定されても実績はゼロだと、それならば私の申し上げている無料診断、そういうことに切りかえできないんでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

内藤課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） 議員のおっしゃるとおり、この相談会でもこの補助金の概要につきましては、ご説明をしているところなんですけれども、実際ある程度のお金を経費をかけて、その診断に取り組むという方は今まで少なく、当初のころは、この事業を導入した23年当時は、予算化をして、町も積極的に取り組んでいくんだということだったんですが、先ほど申し上げたとおり、そこまで相談に来られた方が次のステップに踏み込まれるという方が少なかったものですから、今の実績となっております。

今後も、先ほども何回も申しますが、この耐震相談会を踏まえて、この補助金があるというお知らせや工事の必要性について、普及啓発に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 旧建築基準法で、56年6月以前のものが1,973戸あるという説明を受けましたけれども、説明会でやって、その後そのときの説明で、実際幾らぐらいかかるかと、耐震診断をすると実際幾らぐらいかかるかと、補助金につきましては1戸3万円とか、限度額をうたってございますけれども、実際に診断すると1戸につき幾らぐらいかかるかと、そこまで説明していますでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 内藤課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） 今の経費の件でございますが、相談に来られた方も図面がある方、図面もない方、また面積もさまざまありますので、この辺は一概に金額が幾らということは、まだその時点ではお答えしてございません。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 今質問、答弁伺った中で、それならばなおさら私考えたんですけれども、土砂災害特別警戒指定区域、あのよう指定区域の住民が家を建築する際に、構造物など、余分な負担を負わせる警戒区域の指定よりも、木造住宅無料診断のほうがよほど住民のためになると思いますけれども、いかがでしょうか。幾らかかるか、家によってわからないということではなく、幾らかかるかわからないなら、余計無料の1,973戸、これだけの57.3%あるんですか、だったらそのものについては、無料診断のほうがいいかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

内藤課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） 今、議員のご指摘、ただで全部やればいいんじゃないかということなんですけれども、もともと基本的にはこの走り出しの22年ごろは、各種の計画書の中で、国の指針などでも、住宅につきましては、個人資産という観点が多いたいということで、基本的には所有者本人がやることだというふうに国のほうも言うておりましたが、先ほど議員が言われたように、その後の地震の影響もありまして、国のほうも支援策を出しているところだと思います。

ただ、長柄町におきましても、空き家の問題もございますし、独居とか高齢の方、そういう方にも必要だと思うんですが、その辺の実態調査は今のところしてございませんので、一概にただでやれというのは、ちょっと今の時点では無理だと考えております。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） わかりました。

しかし、日本全国見ますと、もう無料で耐震診断をやっている市町村も調べたところございます。ぜひいい方向で検討、見直しのほうをお願いしたいと思います。

続きまして、行政・住民サービスについてでございますけれども、行政経験のある鈴木副町長に伺いたいと思います。

私は、この7月ある課に執行部の間違いを指摘するためにお邪魔し、説明しました。そして、課長の一言は直しません。現地の確認もしない、間違った経緯も確認しない、同じ直さないにしても、直さない理由を説明、報告するとか、相手を納得させる対応がいろいろ当然あると思います。担当課長は自分の手がけた仕事ではないので、間違いを顧みず、私の説明している住民に不利益が生じていることを理解せず、住民のことを考えず、私は少し怒りま

した。憤慨しました。

役場の幹部がこのような対応で、独自の新しい行政サービス、年々よいサービスをしていきたいと町長答弁にありましたけれども、こんなことで新しい行政サービス、住民サービスができるでしょうか、鈴木副町長の考えを伺います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

副町長、鈴木誠一君。

○副町長（鈴木誠一君） 今のご質問でございますけれども、住民サービスとしては最低かと思えます。どういう内容で鶴岡議員がお越しになったか、内容まで私も把握しておりませんので、今後そのようなことがないように、私から再度十分注意を申し上げたいと存じます。よろしく申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 内容につきまして、本議会ではなく、後で副町長のところに説明しに行ったほうがよろしいでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 副町長。

○副町長（鈴木誠一君） よろしくお願いたします。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） それでは、次に長柄町の普通財産の所有地について、ちょっとお聞きします。

先ほど縦貫道路、房総導水路等の事業についての代替地として、前もって取得していたという説明を受けましたけれども、私はそれはおかしいと思えます。133平方メートルの水の手当てもない、圃場整備も地区外の幅2メートルぐらいの細長い田んぼが代替地になるのでしょうか。傾斜地の山林が代替地になるのでしょうか。そして、何よりも私がおかしいと思ったのは、13平方メートルの山林、56平方メートルの山林など、要はSさんの所有地全てを買収しているんですね。Sさんの所有地は財産、何もなくなりました。これが代替地の取得と言えるのでしょうか。私は大きな疑問を持っております。この疑問を払拭する執行部の回答を求めます。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

企画財政課長、白井課長、お願いします。

○企画財政課長（白井 浩君） 普通財産ということで、私のほうから一言ご答弁申し上げます。

まず、水資源機構の云々というところのくだりの部分なんですけれども、私も当時担当する課のほうにおりました。今年の予算でいいますと、7、2、2の15、道路新設改良費の15節は、1億円を少しだけ超えるぐらいかと思えますけれども、当時の私何かを持ってきているわけじゃないので、大変間違えた数字だったら申し訳ないんですが、多分当時7、2、2の15節は五、六億円、もう少しいっていたかもしれませんという事業費を行っていたかと思えます。

ご存じのように、長柄ダムから大多喜に向かって導水管を通すという事業が国土庁のほうで行われるということで、1年間に国の補助金をもらっても100メートル進むかどうかというのが現在でもそうなんですけれども、道路事業でございます。一般的な道路事業でございます。

当時、国の国土庁の導水路事業と同時施工することによって、約4キロ近い鶯谷から高山までの未改良道路区間が一気に数年間で改良ができるという、町にとって非常に有利で重要な道路事業の機会だったというふうな捉え方から、国のほうに直接行きて、ぜひその導水路事業と一緒に事業を行いたいということで、国から多くの補助金をもらってやったものでございます。

というわけで、非常にスピード感を持って4キロ近い道路事業が、ちょっと確実に申し上げられませんが、数年間という短い期間で行われた中で、現在と同じ人数で、多分当時の建設課もその道路事業に関わったんですけれども、その当時、まだバブルの影響といいますか、この地域では平成7年ぐらいまでがバブル期だったというふうに言われておりますけれども、非常に土地の単価も高く、また資産価値も高いということから、土地の所有者につきましては、お金じゃないと、資産を減らしたくないということで、交換を望んでいる所有者が多かったというふうに聞いております。

そのようなことから、本来であれば、多分議員がおっしゃりたいように、三者契約で代替地というのが適切な手法ですので、求める方と売る方がいる上で、町が間に入って契約を行う。この形が本来の形だったと思うんですけれども、そのような用地交渉を多分数十件こなしている中で、求めている人と渡したいという人がいた中で、この議員のおっしゃるSさんの土地に当たったのかなというふうに、その辺は20年前、資料もございませんので、わかりませんが、そこで取得したものと考えます、想像します。

というわけで、今答弁になっていないかもしれませんけれども、代替地を求めるケースとしては違うのではないかということについては、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、

適切でなかった、違っていたということは、これは認めざるを得ないというふうに思っております。幾ら事業促進とか、そういう御旗があったとしても、間違っただことは間違っただということだと思いますので、先ほど来の答弁のとおり、否めぬところだということで、反省をしながら、今後そのようなことのないようにということの答弁だということをご理解いただきたいと思っております。申し訳ありません。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 執行部で違反しているといいますか、抵触している面があると、否めないということであれば、今、白井課長が言ったように、今後このようなことのないようにしていただきたいと思っております。

それでは、この用地取得、執行部のほうで否めないことだということでもありますけれども、今後この間違っただ問題について、いかにリセットするのか、これから先どうするのか、どのように考えているのか、回答を願います。

○議長（月岡清孝君） 企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） 回答にならないかもしれませんが。先ほど町長の答弁にもございましたように、本当にできるだけ速やかに処分のほうをしたいというふうに考えております。お願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） できるだけ早く処分をしたいという話が出ておりますけれども、先ほどの私も売買契約書を手に入れましたけれども、平成7年ですよ、売買契約を結んだのは。今平成28年ですよ。21年間何をやっていたんですかね。私がこういう質問をして、やっと処分しますという検討ですか。私、鶺谷東部にずっと住んでいますけれども、この21年間何の動きもないですよ。いかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 白井課長。答弁願います。

○企画財政課長（白井 浩君） 結果としてそのとおりでございますので、言い逃れもできないところでございますけれども、私も10年ほど前から企画政策のほうに少しいたときに、ちょうど先ほど答弁にもございましたけれども、大津倉のナリヅカコーポレーションさん、名前を言って申し訳ないんですが、誘致の関係で突然の来庁をされたことがありました。幹部の方がいらしたんですけれども、一番先に現地を見に連れて行ったところが鶺谷東部のところでございます。それは本当にそのとおりです。

反対側の町道のほうから山の全貌を見てもらいまして、山を背中にしょっている土地だと

ということで、食品関係の会社については、裏に山をしょうというのが非常に望ましいということであったので、ぜひ会社に持ち帰りたいということで、いい話になったなということで思った記憶がございます。

結果といたしまして、同じように山を後ろにしょった旧水上中学校の跡地のほうが広くて、求めている面積に適していたと、条件に適していたということで、そちらに行ってしまいました。

その後も本町には、花火関係の会社だとか、いろいろと突然海の手の方に行った帰りに立ち寄るような形で、企業さんが何かありませんかと、町有地でいいところありませんかということで来られるケースがありましたので、私当時担当しているときには、多分5件か6件ぐらい、鶺谷の東部のその土地については、現地のご案内をしてきたところです。

そのようなことがありながら、今に至っているのも、非常に困難はあるかとは思いますが、今後もそのような形でしっかりと企業の誘致とか、そういう観点でのご案内をしていくということで考えております。よろしく願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 話がちょっと飛んだりして、戻ったりして、申し訳ございませんけれども、管理についてはどのように考えているのでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 白井課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 管理につきましても、先ほどの答弁にございましたけれども、そのような土地でございますので、余りお金を、いわゆる税金をかけてということに、なかなかできないということから、ここ数年担当の職員、今でいう課長等で行っております。今後も、先ほどもありましたけれども、ご迷惑をかけないように管理をしていくところでご理解いただきたいと思っております。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 平成7年に売買ということで、その後、私ご存じのとおり鶺谷にいますけれども、その後管理につきましては、シルバー人材センターに委託して管理したりしておりました。そして、その後何もしない、荒れ放題、そして私が議員になって初めて石井課長なり、白井課長が手をつけてくれたと、その空間の時代ができちゃうんですね。

要はきちんと前にも引き継ぎを見せてくれという質問をしましたがけれども、引き継ぎがきちんとできていないと、執行部の引き継ぎがきちんとできていないんじゃないかと、管理地についてはきちんと管理をしろよと、引き継げばそんな空白の期間ができなくて、石井課長

なり白井課長、あんな苦勞して草刈りしないで、きれいに管理できたと思いますけれども、そういうことのないように、管理についてはお願いしたいと思います。

それと、税金についてちょっとお聞きしますけれども、この土地売買契約書は、町道2124号線道路改良工事と記載されております。この道路改良工事と記載されておりました、所得税法、土地の売買があったときは税金が当然かかりますけれども、この税金はどうなっておるのでしょうか、買い取り証明で無税で済ませたのでしょうか、その辺を伺います。

○議長（月岡清孝君） 内藤課長、答弁願います。

○建設環境課長（内藤文雄君） この土地売買契約書につきましては、議員おっしゃるとおり、2124号線の道路改良に基づく買収ということでございます。議員のご指摘によりまして、買い取り証明も少し探してみたんですが、その辺の書類は二十数年たっているということで、ありませんでしたので、今のご質問には、不明ということでお答えをさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） Sさんが税金を払ったか、払わないか、そのくらいは分かりますでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 内藤課長、答弁願います。

○建設環境課長（内藤文雄君） 今そこまで質問をされるとは思っていませんでしたが、所得税法につきましては、議員ご承知のとおり、国税でございますので、役場のほうに払ったか、払わないかというような書類はございません。町民税につきましても、保存期限が5年ということでございますので、書類はないものと思われま。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 何分年数がたっていて書類がないないということでございまして、税金も払ったか、払わないかわからないということでございますので、今後少しそのSさんの税金について、全然調べられないですかね。何とかなるのでしょうか、追っかけて。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

税務住民課長、石井正信君。

○税務住民課長（石井正信君） 税につきましては、書類の保存期限がございます。しかしながら、その保存期限が来たからすぐ捨ててしまうのかということでもありませんので、書類当たってみて、調べてみたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） よろしくお願いたします。

それと、最後に私が質問しました、違反している普通財産を行政財産にしているような所有地はないかということで質問して、町長の答弁で、ないという返事をいただきましたけれども、私自身役場にいたのを皆さんご存じだと思いますけれども、ちょっと気になる土地なんかありますので、その辺調べたいと思いますので、執行部の皆さんにつきましては、ご協力をお願いいたしまして、私の質問を終了させていただきます。

○議長（月岡清孝君） 以上で、鶴岡喜豊君の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時00分

○議長（月岡清孝君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 川 嶋 朗 敬 君

○議長（月岡清孝君） 次に、1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） それでは、本日最後の一般質問ということでございますので、1番、川嶋朗敬でございます。

質問に先立ちまして、一言ご挨拶をさせていただきたいと思っております。

本日は旧暦で敬老の日に当たり、長年にわたり地域社会に貢献した老人を敬愛し、長寿を祝う日でございます。

今年の長柄町では、88歳の米寿の方が52名、白寿、99歳が16名ということで、敬老のお祝いを迎えた方々も昨年よりも増えてまいりました。ちなみに100歳を超える方も3名おられるということだそうです。今後も町のためにお知恵をおかりし、ご自愛くださいますようお願い申し上げます。

さて、光陰矢のごとく、私もあっという間に初当選から1年が過ぎました。2年目を迎え、

私の好きな言葉に、初心を忘れずという言葉どおりに、やはり2年目に入りましても初心を忘れることなく、魅力あふれるいきいき町政を進め、未来を築く子供たちに見せてあげられるような町づくりを積極的に取り組むために、町民の声を伝えてまいりたいと思います。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、私一問一答にて質問をさせていただきます。

まず初めに、年々増えます高齢者問題につきまして、高齢者世帯のごみ出し支援について、ごみの分別は環境の中でも最も住民生活に身近なものでございます。環境への負担を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それをどのように有効に使うかによって、廃棄されるものを最小限に抑える社会が望ましいというようにされております。

現在、長柄町の基本計画におきましても、3Rという循環型社会に向けた取り組みが計画されておりますが、それに1つ1Rを加えまして、4Rの社会を今後見据えていかななくてはならないのではないかなというように思います。1Rという追加は、「出さない」というのがリフューズというような考え方でございます。

また、各自治体ではごみの減量、リサイクルを図るため、ごみの分別の細分化を進め、排出方法が複雑化しております。小学校においても、自然環境やごみの減量についての環境学習が行われ、環境への意識の向上が図られております。

一方、高齢者や核家族の進行により、独居老人や高齢者のみ世帯がますます増加し、近所づき合いの希薄化が見受けられ、孤独や孤独死の問題、また認知症により、ごみの分別が困難な方、そういったごみ屋敷問題も発生している状況でございます。そのような社会の中で、ごみの細かい分別の理解、集積のごみ出し搬出、粗大ごみの搬出が高齢者にとっては生活上の支障となり、その生活循環が低下することが懸念されてまいります。

そこで、環境に関心のある住民や環境について学習する子供たち、地域コミュニティを中心としたボランティアを活用して、ごみの排出が困難な高齢者への支援を住民の力で、地域社会で取り組み、環境の行政の視点に立って、今後お聞きしてまいります。

まず1点目、町内の家庭や事業所から出るごみは、燃えるごみ、燃えないごみ、資源ごみ、そして粗大ごみに分かれて排出されておりますが、資源ごみの分別方法は長柄町においては何種類あるか、お聞きしたいと思います。

2点目、町ではごみの分け方と出し方、ごみを搬出する方法、ごみの搬出の協力者などの情報伝達やごみ出しルールの理解度を上げるため、住民に対しどのようにきめ細やかな施策

展開を行っているか、お聞きしたいと思います。

次に3点目、ごみの適正化と資源循環を図るとともに、住民や地域の協力による高齢者世帯からのごみ出し支援について、人材の育成、情報提供等の支援体制を整備すべきと考えるが、見解をお聞きしたいと思います。

続きまして、2点目、厳しい財政状況がどこの自治体においても発生しているわけですが、そんな中で、効率的な公共施設管理運営について、お聞きしたいと思います。

実は余談ですが、今朝たまたまテレビをつけましたら、バブル期の箱物が取り上げられておりました。これは東京の多摩市で、パルテノン多摩という施設が80億円で建設され、この80億円の公共施設が現在背中にのしかかり、大規模改修がまた80億円かかるテーマでテレビが行われていました。

あるおじいちゃんがテレビに出てきまして、1人5万4,000円負担がかかるんだよ。私は5万4,000円払えない。でも、80億円大規模改修がかかるから払ってもらわなきゃいけないんだよ。お孫さんも5万4,000円払ってもらうんだよ。こんな施設がたくさん多く全国あちらこちらに飛んでおります。

そんな中で、少子高齢化による歳入減に加え、今後さらに増大していく福祉関連経費増といった厳しい財源の中、他の施策に優先して、公共施設の維持管理経費を捻出することは、どの自治体においても非常に困難な状況になります。自治体の保有する公共施設は、高度経済成長期からバブル崩壊後の景気対策により、大量に建設されたものが大多数を占めております。これらの公共施設の多くは、一斉に耐用年数を迎え、大規模改修や建てかえ等が必要になってまいります。

また、人口減少、少子高齢化に伴う人口構造の変化により、小中学校の廃校や空き教室が発生し、既存施設と住民ニーズとのつり合いがなくなり、さらに平成の大合併による影響で、同一目的の公共用施設が複数存在する、多くの効率の悪い公共施設を保有している状況であります。そうした中、高齢化社会による高齢者向け施設の需要も含めて、住民ニーズに対応する新たな施設の設置要望などの対応も求められてきております。

そこで、今後も財政状況が厳しい中、公共施設の妥当性や機能の必要性を横断的な視点から優先度等を考えて、適正に管理運営を続けていくことができるか、お聞きしてまいります。

1点目、町内の保有、管理する主な公共施設及び公用施設の経年状況をお聞きしたい。また、建物、設備の更新時期が一斉に訪れた場合、公共施設等の管理のあり方をどのように考えているか、お聞きしたいと思います。

2点目、維持管理を適切に行うためには、全ての公共施設について、その状況などを把握し、優先順位を考慮しつつ、行わなければなりません。全庁的な管理体制や計画が確立されているか、お聞きしたいと思います。

3点目、公共施設においては、曜日や時間帯によって、必ずしも利用率が高い施設ばかりではありません。公共施設は必ず設置目的があり、その趣旨に沿った内容の利用に制限されておりますが、多様な目的で使用されているか、お聞きしたいと思います。

4点目、公共施設の使用料について、条例で必ず規定しなければならないため、時代の趨勢に適応した適切な料金への改正が適宜されているか、また減免制度は適正な受益者負担の観点から、見直しが必要と思うが、見解をお聞きしたいと思います。

最後5点目、公共施設管理運営方針、同じく運営計画の策定には、町民1人当たりのランニングコスト、修繕履歴などを記載した公共管理シートを作成し、建物を評価するための指針の設定が重要と考えておりますが、見解をお聞きしたいと思います。

最後3番目、公務員の意識改革に基づいた質問で、職員のモチベーションアップマネジメントについてお聞きしたいと思います。

地方自治体を取り巻く社会情勢は、先ほども言いましたように少子高齢化、グローバル化、IT化などの進展などにより、大きく変化をしております。また、各自治体に対する住民ニーズは、必要性、画一性、適量充足といったものから、選択性、個別性、実質充足のソフトへと多様化しています。

三位一体改革の一環により、国から地方への税源移譲が行われたが、今年の長引く不況により地方財政も厳しい状況であり、職員の人事削減を進める一方で、各自治体の業務は増加している状況でもございます。また、地方分権の一括法により、本格的な地方分権時代を迎え、自治体の自己決定、自己責任が強化され、住民福祉の向上に応じた政策を実行することがこれまで以上に求められております。

しかし、厳しい財政状況の今、箱物や新規事業で住民満足度を上げることはできません。行動が多様化する住民ニーズに的確に対応するには、職員の意識改革、モチベーションアップ、能力向上が必要不可欠になってまいります。

そこで、職員と町民との間に形成された負の連鎖を断ち切るために、住民度も職員度も高い、町民との共感が得られる好循環をもたらすことを期待して、お聞きしていきたいと思っております。

まず、1点目、町における人事評価制度は、一方向の評価だけで、書面による画一的なも

のになっていないか、お聞きしたいと思います。また、勤務実績のよくない職員については、法律に基づき分限処分を行っているか、お聞きしたいと思います。

2点目、現在の人事評価制度で、勤務実績による負のスパイラルが発生することがないか、お聞きしたい。また、職員の積極的イメージ戦略の構築をどのように考えているか、お聞きしたいと思います。

3点目、現在は上司から部下への一方的な人事評価が行われ、被評価者の一部しか見ることができず、評価が偏る可能性があるため、部下が上司を評価する制度、多方面評価の導入を実施すべきと考えるがいかがか、お聞きしたいと思います。

4点目、現行の人事評価の点数や判定をもとに、年度の業務において顕著な実績や成果を出した職員に、人事評価選考委員会を設置して年間MVP及び年間YIPの創設を実施し、表彰制度の導入を通して、透明性ある特別給を実施する考えはないか、お聞きしたいと思います。

最後の5点目、著しく実績のよくない職員は町からの苦情を招き、頑張っている職員のモチベーション低下につながるため、再生を考えることを目的としたトライアウト制度の導入を実施すべきと考えるが、見解をお聞きしたいと思います。

以上で、私の3問の質問の1回目を終わらせていただきたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁を願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 川嶋議員のご質問にお答えします。

1点目の高齢者世帯のごみ出し支援についてのご質問ですが、まず資源ごみの分別方法については、容器包装リサイクル法により、消費者は分別して排出し、町が分別収集を行い、事業者はリサイクルするという役割分担に基づき、三者一体となって容器包装廃棄物の削減に取り組むことが義務づけられております。

本町を含め、郡内市町村は長生郡市広域市町村圏組合に委託し、一般廃棄物の収集や処理を行っているところでございますが、資源ごみは缶、瓶、ペットボトル、新聞、雑誌、段ボール、紙パック、その他紙容器包装及び衣類の9種類に分けて収集しております。

収集した資源ごみは、環境衛生センター資源化施設において、缶はスチール缶及びアルミ缶に選別し、粗大ごみ処理施設の鉄及びアルミとともに、圧縮して再生利用に供しております。瓶は手選別により、生き瓶のほか、透明、茶及びその他カレットに選別し、再生利用しています。また、ペットボトルについては、ふたを除去し、圧縮、梱包して再生利用に供し

ております。

なお、新聞、雑誌、段ボール、紙パック、その他紙容器包装及び衣類は、収集後、直接再生業者を持ち込み、資源化しております。

本町におけるごみの総量のうち、資源ごみの占める割合は平成27年度8.6%であり、年々低下している状況ですので、今後は容器包装リサイクルのさらなる推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、住民への周知方法については、ごみカレンダーを各戸に配付しているほか、役場の窓口でも配布しております。また、町ホームページでもごみカレンダーをダウンロードして閲覧することができるようになっております。容器包装リサイクルの推進やごみの減量化を図るためにも、よりよい周知の方法があれば取り入れていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、高齢者世帯からのごみ出しについて、人材の育成、情報提供等の支援体制を整備すべきとご質問ですが、平成27年4月、介護保険法の改正により、日常生活支援総合事業が規定され、従来介護保険の予防給付として行われている要支援者に対するごみ出し等の生活支援サービスを地域の実情に合わせて行うこととされております。

町では、社会福祉協議会に日常生活支援総合事業における協議会業務を委託し、ごみ出し等を含めた総合事業のサービスや展開、人材育成及び確保などを協議するため、長柄町生活支援協議会を本年3月に立ち上げ、現在準備会として今後の方向性などを協議しております。特に人材確保については、担い手として町ボランティアなど、既存の各種協力団体がありますが、今後新しい担い手を確保する仕組みづくりが必要と認識しております。

長柄町社会福祉協議会では、例えばごみ出し支援もその一つですが、地域の福祉課題を広く住民から吸い上げ、認識してもらうため、千葉県社会福祉協議会主催で今年の11月11日に本町で開催される講義及びワークショップ形式で、地域福祉の実情を考える研修会を開催し、そこで出た意見などをもとに、サービス創出や人材育成及び確保の方策を早急に検討することとしております。

そのためにも、本研修会を広報等で広く告知するとともに、幅広く町民からの参加者を募り、一人でも多くのボランティアをお願いし、関係団体と連携をとりながら、高齢者世帯等の支援体制を整備したいと考えておりますので、ご理解、ご支援賜りますようお願い申し上げます。

次に、2点目の効率的な公共施設管理運営についてですが、議員のご質問のとおり、本町

の公共施設等の老朽化対策は大変大きな課題となっております。そのために、まさに議員のおっしゃる管理のあり方、施設マネジメントの方針などの公共施設等総合管理計画を作成しているところで、年度末を目途に現在進めているところでございます。

この計画は、人口減少等により、公共施設等の利用需要が変化していく中で、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、結果、財政負担を軽減、平準化するとともに、最適な配置を実現することを目的としております。

現在の公共施設は昭和40年代から50年代に整備されているものが多く、今後多くの施設が更新期を迎えます。集中的な維持、補修は財政的に難しい側面もあるため、対症療法的に事後保全を行うのではなく、劣化が進む前に計画的に点検を行い、長寿命化を図ることにより、ランニングコストの縮減を図ってまいります。

ご質問の主な施設といたしましては、庁舎、小中学校各校舎、町営住宅等々の建物数で100を優に超え、そのうち最も古い建物は昭和33年築の旧昭栄中学校体育館、現在の第2町民体育館、次いで昭和38年築の長柄小学校教室棟となっております。

3点目の多様な目的で施設使用ができていくかというご質問でございますが、住民健診など、対象者の利便性などを考慮し、実施しているケースもございますが、概して少ないものと認識しております。

4点目、5点目につきましては、先ほど公共施設等総合管理計画を策定していく中で、あわせて見直し等を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、職員のモチベーションアップマネジメントについてお答えいたします。

1点目の人事評価制度ですが、本年度、これまでの勤務評定を改め、新しい人事評価制度を構築すべく、現在取り組んでいるところでございます。ご指摘のとおり、これまでの勤務評定は一方向の評価であったのに対し、これからの人事評価制度では、当該年度内に上司は全ての部下と複数回の面接を行い、業務目標を共有し、自己評価をもとに能力評価及び業績評価を行います。評価については、面談により部下に直接明示することとし、評価点及び課題、改善点も共有し、もって職員のレベルアップを図ろうとするものであります。

また、成績不良の職員に対する分限は、これまで実施しておりませんが、今度の人事評価の結果については、一定の期間継続して評価が低く、改善が見込まれない場合は、分限処分も想定されています。

2点目の勤務実績による負のスパイラルについてですが、今度の人事評価制度は、職員個々の能力に応じ、組織全体の底上げを図ろうとするものでありますので、そのようなことにならないよう取り組んでまいりたいと考えます。

3点目の多方面評価についてですが、今度の人事評価制度では想定していませんが、上司の全職員との複数回の面談により同様の効果が見込まれるものと考えます。

4点目の表彰制度の導入及び5点目のトライアウト制度の導入については、現在のところ実施は考えてございません。しかしながら、新しい人事評価制度の実施の中で、そのような制度に効果があるということであれば、その際、検討してまいりたいと考えております。

以上、川嶋議員の答弁とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） ありがとうございます。時間も迫ってまいりましたので、省くところは省いて進めたいと思います。

まず、何種類あるかということで、長柄町においては9種類ということで、内藤課長のほうからパンフレットをいただきまして、数えたら9つでした。おっしゃるとおりであります。

実は徳島県の上勝町、ここでは葉っぱビジネスで有名な、名を上げた町であります。人口がたった1,650人、しかしながら予算が長柄町に近い数字を持っております。この町は何をやっているかという、34種類の分別方法を考えて、資源の対策にあわせ、日本一を目指して、ゼロ・ウェイストと、いわゆるごみゼロを目指しております。

ということは、現在ここでお聞きしたかったのは、今、広域市町村圏組合にというお話をしておりました。では、広域市町村圏組合の予算の長柄町からの負担金幾らですか、内藤課長、ごみにかかる長柄町から出ている血税です。住民から出ている税金は幾らですか。

○議長（月岡清孝君） 答弁を願います。

内藤課長。

○1番（川嶋朗敬君） 時間がないから早くしてもらいたんですが、いいですか、私が言います。8,526万7,000円出ているんですね。8,500万円です。これはごみの一部にしかすぎないんですね。ほかには水道とか、火葬場とか、いろいろな多方面で負担金がのしかかっています。これは全て血税です。

ですから、今お話ししたのは、9種類から、今、上勝町のお話ししましたがけれども、この燃えるごみから分別を多く増やして、いかに資源として利用するか、長柄町としては資源の再リサイクル化をしていくかと基本計画にうたっているんです、66ページに。ですから、そ

うって財源を支出を減らしていく方法が好ましいのではないんですかというのがこの一番の質問なんですね。

ですから、このように上勝町では5,000万円浮いたそうです。ですから、こういう小さい一つ一つの積み重ねが広域の負担金の金額を減らして、そしてその義務的経費をほかの住民サービスに使われていくような循環型社会を目指してほしいということで、提案をしたわけでございます。

ちなみに内藤課長、ごみ袋1袋、集積所、よく出しますね、青いの。幾らかかりますか。

〔「袋の代金」と呼ぶ者あり〕

○1番（川嶋朗敬君） 袋の代金は10枚で650円ですよ。お母さんが1袋ごみを集積所に持っていったら、その諸費用はこの袋は幾らになりますか、担当課長だからわかりますよね。幾ら経費がかかっていますか。

そういうことも含めて、やはり住民の気持ちになって考えてほしい。1袋300円かかるんですね。これは運営管理費だけですよ。広域市町村圏組合の人件費、建物、全てをこれは足していくと3万円以上かかっちゃうんですよ、ごみ袋1袋が。ですから、幾らでもやる気があり、知恵を出せば、お金の削減はしていけるよというお話でしたので、よく前向きに進めてください。私のほうで質問に答弁するのを時間がないから、省いていきます。

それでは、今度は人材の育成についてお聞きします。

人材育成で、ここでも基本計画に載っておりますので、この基本計画に基づいてお聞きしてまいりたいと思います。

それでは、基本計画50ページに生きる力ということで、幼児のほうにも、小学校のほうにも、中学校のほうにも、生きる力が大切であるというように書かれております。

そこで、教育課長に質問をしてまいりたいと思います。

これは文部科学省の学習要領の中にうたわれておる活動でございます。ちなみに、小学校学習指導要綱の5章、総合的な学習の時間というのがあります。小学校3年生から6年生まで1年間で70時間、この総合学習時間を受けていかななくてはならないということを踏まえて、これを小学校4年生としましょう。小学校4年生の小学校の総合的な学習の時間の中で、環境に関する学習の機会が与えられています。今お話ししたとおりです。子供にとっての環境学習は、人間の環境の関わりについて関心と理解を含めるために、自然体験、生活体験の積み重ねが重要であると書いてあるんですね。長柄町では、この小学校の総合的な時間を利用して、ごみに関する体験学習を取り入れているのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁を願います。

石井一好課長。

○学校教育課長兼給食センター長（石井一好君） お答えいたします。

小学校の総合的な学習の時間の中で、ごみに関する指導はリサイクル活動ということで各学校で取り入れてございます。ごみの分別はもとより、資源ごみ、また燃えるごみ等々の分別について、基本的な学習を積んでいるところでございます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） ありがとうございます。

今私が聞いたのは、どのような活動の体験をしているのかということで、確かに子供たちはキャップを持っていたり、それからアルミ缶を持っていたり、この前は親子廃品回収で、一緒になって共同作業でリサイクル化に努めているんですね。ですから、各自治会も協力しながら、こういった活動の中で勉強されてきていると思います。

ただ、一歩外に出て、ボランティア活動のお話をしましたので、高齢者福祉の施設に行つて、ごみ出しの分け方とか、そういった一緒にともになる学習要綱を考えてみてはいかがでしょうかという提言をしておきます。これが将来人材の育成で、高齢者を一人でも支えられる力になっていってほしいと、このように考えています。

それと、私のほうから提案を1つ、2つ、時間がないもので出しておきます。

長柄町のホームページ、このごみ処理のホームページについては、全くというほど細かく説明がされておりません。

そこで、このごみ分別の理解度を上げるために、五十音別ごみ分別辞典、こういう取り組みがあります。ぜひこのコンテンツを利用して、ホームページで閲覧、検索できるような、住民に共有が持てる、公開、公示できるようなシステムの構築を進めてください。

もう一つは、今このいただいたパンフレットにもそうなんですが、この前何が足りないかというようにお聞きしました。足りないか、このごみだけじゃないんですけども、資料化が今減量化で進んでいないんですね。パソコンができて、このように紙が残ってしまいます。ですから、情報公開するには、必要なのはQRコードが必要になってきます。QRコードは、今やスマホ、それとかデジタル携帯、これで情報をキャッチし、印刷ができます。テレビでもそうなんですが、2チャンネルでよく私でもやるんですが、情報を得てゲームをしたりしております。

そんな住民への提供サービスとして、広報も含めて、ごみの分別も含めて、このQRコードというのは、これからの社会にとって便利な施策です。ですから、こういったものをどんどん取り入れていただければいいと思います。2番目に入ります。

3番目までいかなければ、大変申し訳ないんですが、お許してください。

3番目の厳しい財政の中での公共施設の運営管理についてお聞きします。

これは現在箱物の100以上ということで、非常に多いと驚きました。33年、私の誕生日に生まれた建物が、58年たつ建物があるのかということもびっくりしました。確かに、あったなと小さいころを思い出します、昭栄中の体育館は。

そんな中で、今回長柄町にとっての公民館、これは公共用施設のあり方として聞いてまいります。これもこの公民館も、多分ちょっと私も会議にこの前出なかったんですが、40年以上経過している建物ではないかなと、ですから老朽化した施設の建物の中に、この100の中に入ってきているんじゃないかなということで、今回は公民館建設に当たってのこの建物について、今後皆さん方がどのように共有していくか、ご質問をしてみたいと思います。

ところで、実はこの前、公民館建設というこの資料をもらいまして、私も会議に出なくて大変申し訳なかったんですが、この意見募集の結果というのが出ているんですね。皆さん方もこれは広報で出したのかな、ちょっとその辺が理解できないんですが、多分長柄町の広報に掲載したのかなという気がします。

そこで、この関係でお聞きしてまいります。アンケート調査の前にどうしても聞いておかなきゃいけないことがありますので、まず白井財政課長に町の財政状況をお聞きした中で、その100以上ある施設の管理運営のあり方をまた聞いてみたいと思います。

現在、公民館建設に当たりまして、この多くの町民の要望があったのか、また町民の要望の割合は何%ぐらいだったのか、公民館つくってほしいよ、私もつくってほしいよ、私も、私も、私ものというの、アンケート調査の中で0.6%のアンケートの募集が出て、99.4%の意見がなかったんですね。

ですから、これはまた公民館長、生涯学習課長に聞きますけれども、ということは残りの町民の方々を情報公開提供、どのようにしているのというようにお聞きしたくなるんです、どうしても。ほかの人たちはいいのかと、7,000人以上の町民はいいのかと、赤ちゃんから子供、若い若年世帯の人はいいのかということで、お聞きをしてみたいと思います。

要望があつて建設推進に向いているわけですから、多分一般的には8割、9割というのはなかなか難しいんですが、75%の補助金率を考えれば、75%以上の要望があつたものという

ように考えます。

この事業の名前が公共施設最適化事業債とあるんですね。これはほとんどの自治体でやっていますから、お聞きしたいと思います。

もしこの活用をした事例が余りないとか、検討中だとかといった場合は、何で検討中なのか、何であまりやらないのか、その事業であれば、いい事業であればみんな自治体は手を挙げるはずなんです。手を挙げないというのは何か理由があると思いますので、財政課長、お聞きしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁を願います。

企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） ただいまの最適化債のご質問でございますけれども、どのくらいほかの市町村やっているかということですね。

まず、数は私は申し訳ございません、承知しておりませんが、国の予算で400億円ぐらいで多分組んでいると思います、当初。本町の県、国のほうに今回のことを申し出たときに、大丈夫だよというオーケーをもらいましたので、推察するにですが、まだあまりこの事業最適化債を利用しているところは少ないのかなというふうには思います。

○1番（川嶋朗敬君） ありがとうございます。

時間も迫っておりますので2点目聞きます、財政課長。

ということは、建物を建設するには、当然お金が必要になるわけですね。いわゆる義務的経費、義務的経費は当然扶助費、人件費、それから今お話しした公債費、この合計というようになっております。公債費のそれでは長柄町全部の今までの簡単に言うと借金、債権、債務、この公債費の金額、財形推計で教えてください、利息も含めて。

○議長（月岡清孝君） 白井課長、答弁願います。

○企画財政課長（白井 浩君） ざっくりで、地方債の現在高で、平成27年末で31億6,700万円余でございます。

○1番（川嶋朗敬君） いいです。一問一答ですから簡単でいいです。

当然、利息も入っているわけですね。31億何がしだということで、今年また空調設備を入れました。それから、これは大きな事業はと言ったら庁舎ですか、それからこども園ですか、いろいろな起債を起こした債務がたくさんあるかと思いますが、借り入れですから。

そうすると、今回も水上、梅乃木と、それから道路を1本事業計画するにも起債、当然かかってくるわけです。今回、公民館ですね。空調と、新しい28年度にまたお聞きしますけれ

ども、また増えるんですね。当然、償還期限があつて、据え置きがあるはずで。この金額を増えていく借金でしょう、簡単に言いますから、わかりやすく、町民に。借金を何で賄うのか、何で補っていくのか、お聞きしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

白井課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 税金でございます。

○議長（月岡清孝君） 川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） 税金ということでお聞きしました。

そうすると、当然税金ですから、町の血税です。血税で補っていきなさいいけないです。たとえ地方交付税が来ても、どんな助成金が来ようが補助金が来ようと、補う、足りない部分については、町の税金で払わなさいいけないんですよ。

じゃ、税金というのはどこから出てきますか、これ答弁しなくて結構です、時間も10分切りましたから。

税金というのは、さっき言ったように、道路整備の維持を図っていくために補助金、基金を使っていくこともありますよ。教育費を削りますか、農業関係削りますか、義務的経費は削れないんですよ。扶助費はこれから高齢化社会になっていって、人口が減少していくんですよ。人口推計出していますよね。30年後、えらい数字じゃないですか、今と全然違うじゃないですか。各自治体みんなそうなんです、そうすると税収が入ってこないと思いませんか。このまま税金が上がっていきますか、上がっていかないんですよ。ですから、税務課の税務課長も隣にいますけれども、収入の財形、要するに税務推計作るんですよ。30年は作りませんけれども、少なくとも5年、6年作るんですよ、歳入状況を。上からの指示で作れと言われるんですよ、何で補うのかと言われますから。

そこで、私は税金と言ったけれども、どこの税金使うんですか、どこの分野の税金を充てるんですか。町には決まっているんでしょう、予算措置していくんでしょう。単年、単年、その単年度で、29年から返済が始まって、利息も払って行って、今この話を聞くと6年後が元本で、利息でぐんとかかるといふけれども、それから30年、何で人口が減ってくるのに、しかもオリンピックで物価が高騰している中で、費用も高くなる。いいですか、道路を建設するにも、どここの自治会の道路を直してくれと言っても、今資材上がっているんですよ。ご存じじゃないですか。みんな物価、物は上がっているじゃないですか。道路、うち直してくれよといつても、前の金額と今違うんですよ。オリンピックが終わってからでも変わらな

い、上がっていくかもしれません。そんな中で、税金って何を根拠にどこの税金のことを言っているのか教えてもらいたいですよ。どこから捻出するのか。

○議長（月岡清孝君） 答弁を願います。

白井課長。

○企画財政課長（白井 浩君） きちんとした100点満点のお答えにはならないかと思いますが、けれども、いわゆる一般財源、地方交付税を含む一般財源の中で割り振りをしていくということ考えております。

○議長（月岡清孝君） 1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） 地方交付税は、国から一括で5億円、10億円入ってくるお金じゃないんです。決められて、徐々に徐々に、平成16年、交付税の減額、法律でやったじゃない、減額措置、交付税がんと落とされたじゃない。これからも落とすって言っているじゃない、国は。

その中で、目に見えない税収が減っていくのに借金は増えるんですよ。となれば、手をつけるのは、義務的経費しかないじゃないですか。義務的経費というのは、また借金するわけじゃないじゃないですか。住民の満足度を上げていくには借金できませんよね。それには人件費しかないじゃないですか、人件費を削るのが一番だと私は思いますよ。

ですから、そこまで踏み切った中での事業であると、しかし住民に対しての説明責任が残り5分しかなく、わかりませんが、それ以上のことは白井さんに聞きません。ですから、その捻出する、補うお金を考えていないのに、事業推計ができたからといって、何で支出するのかというのは、これは財政課長の基本の基本のどこにいても、お金を取り扱う家庭の主婦であっても、当然考えるべきことなんですよ。ですから、その辺は十分考えてみていただきたいということで、公民館の意見募集を聞きます、4分しかありませんけれども。

この意見募集、公民館長、すみません、生涯学習課長、松本課長にお聞きしますが、この47件は今、私が言ったように99.4%、これはさっきも言ったように、ほかの住民は知らないんですか、知らなくていいんですか。しかもこのアンケートの中には、金額が入っていないんですよ、建設費用が。それでアンケートですか。もっとひどかったのは、私これ見たら、建築年をオリンピック終了後にしてほしいという建設的な意見があるのに対して、建設いたしますと。

この公民館のあり方の中で、公民館の捉え方でこういう募集をしたんですか、それとも町民に幅広く進めてきたんですか。要するに、公民館の利用者も、それから今まで公民館利用

していなかった人も、全てを含めた中で利用度を考えた、利用度、稼働率を高くしなきゃいけないわけですよ。稼働率を高くするには……。

○議長（月岡清孝君） 川嶋議員、質問の内容がちょっとずれてきていますので。

○1番（川嶋朗敬君） ごめんなさい。公共施設のあり方を聞いていますので、今後の公共施設、公民館のあり方で一番大切なのは、住民の提供する、どんないい公民館にしていくかというのを提供したかどうかと聞いたかったんですね。

だから、それについてはもう3分切りしましたので、後で聞いていきますので、松本課長には1点だけお聞きしてよろしいですか。

現在、この公民館、社会教育主事はどなた、公民館を運営していくに当たってどなたがなられていますか。

○議長（月岡清孝君） 答弁を願います。

生涯学習課長、松本君。

○生涯学習課長兼公民館長（松本昌久君） 特に社会教育主事という役職で職員は置いていません。社会教育法では置くべきであるとなっているんですが、1万人未満の町村については、当分の間猶予するということになっておりますので、そういう役職で職務で辞令をもらっている者は今のところいません。

○議長（月岡清孝君） 川嶋議員。

○1番（川嶋朗敬君） ありがとうございます。現在はいないということですね。

社会教育主事の方々の意見を聞きながら生涯学習を進めているのかなと、そして管理運営も進めているのかなというように思いましたので、お聞きしたかったんです。

残り1分切りしましたので、3番目の公務員のモチベーションをどのようにしていくかということについて、総務課長、質問時間がありませんので、私のほうからお話をしておいて終わりにしてまいります。

今、町長からもお話を聞きまして、この平成28年4月から新しくこの人事評価の一部改正が伴って行われてきたということでもありますので、ぜひこの趣旨を理解してもらった中で、私が今までお話ししているのは、町民の皆さん方と行政の皆さん方がいかに共感して満足度を上げていくかということをも十分踏まえて、取り組んでいただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 以上で、川嶋朗敬君の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

暫時休憩に入ります。再開は午後 2 時10分になります。

休憩 午後 2 時 0 1 分

再開 午後 2 時 1 2 分

○議長（月岡清孝君） 会議を再開いたします。

◎議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第 6、議案第 1 号 長柄町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第 1 号 長柄町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本件は、介護保険法及び関係省令の一部改正により、平成28年 4 月 1 日から、地域密着型通所介護サービスが創設されたことに伴い、条例の整備を図ろうとするものであります。

なお、詳細につきましては、健康福祉課長に補足説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 健康福祉課長、小林敬二君。

○健康福祉課長（小林敬二君） 議案第 1 号 長柄町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

議案第 1 号並びに付属資料 1、長柄町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例新旧対照表をご覧いただきながらご説明させていただきます。まず、町長提案理由で申し上げましたとおり、平成28年 4 月 1 日より、通所介護のうち、

定員18人以下の小規模な事業所が地域密着型サービスの地域密着型通所介護に移行いたしました。

これは、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法令整備等に関する法律、平成26年法律83号の施行により、介護保険法が改定されたことに伴い、各市町村で定めている指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例、平成25年3月4日条例第3号についての整備を図るものであります。

このことから改正指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第4条中の介護保険法78条の4第1項に規定する基準及び省令に定める基準において、指定地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録及びその保存期間について、それぞれの条例、記録の整備を追加し、条例の整備を図るものでございます。

なお、この改正は、平成29年3月31日までの間、各市町村条例の指定基準を制定、施行していない場合にあつては、厚生労働省令で定める基準を適用すること、さらにはサービス等への移行は、施行から1年間の経過措置が設けられていたことから、このたび記録の整備として条例を追加し、条例の整備を図りたくご提案するものでございます。

ご理解いただけますようよろしくお願い申し上げます。補足説明とさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 本案に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第1号 長柄町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第7、議案第2号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第2号 指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

長柄町都市農村交流センターについては、行政改革の重点的な取り組みの一つとして、平成19年4月1日から指定管理者制度を導入し、運営しています。この都市農村交流センターの指定管理者による管理は、5年間の指定期間をもって協定を締結し、この期間が本年度末をもって終了となります。このことから、平成29年度から指定管理者を選定するため、7月に指定管理者の公募を行ったところ、4者から申請がありました。

これを受け、長柄町公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱に従い、指定管理者選定委員会を設置し、8月31日に審査を実施したところ、株式会社塚原緑地研究所が選定されました。

よって、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 3番、池沢でございます。

指定管理者の関係でちょっとご質問させていただきます。

まず、公募が4者からということで、8月31日に審査し、塚原緑地さんに決定したということでございますけれども、この審査項目はどのような項目があったのか、ひとつお示しをいただきたいと思っております。

それと、塚原緑地さんについて、5年前に指定管理者になったわけですがけれども、その際に指定管理者の決め手となったのが塚原さんの代表者、社長が樹木医、木のお医者さんであるということがかなりウエートを当時占めたというふうに、私なりには思っています。

なぜかといいますと、長柄ダムのあのところには約3,200本の桜が植栽をされて、25年ほ

どたつものもでございます。その中で、やはり長柄ダムの周辺は桜を核とした中で、都市との交流も促進していこうというもので、現在都市農村交流センターというものがありますけれども、当時の樹木医であるから、あの桜がもう5年もしたらすぐ立派な桜になるだろうと、私なりに想定をしておいたところでございます。しかしながら、見ますと桜の病気のてんぐ巢病、そういうものが桜の木にあちこち見られます。町としては、そういうものが現状で把握しておったのか、この辺2点目をちょっとお伺いします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

総務課長、蒔田功君。

○総務課長（蒔田 功君） お答えします。

まず、1点目の審査項目についてでございますが、大きく4項目ございまして、1点目が町民の平等な利用の確保、平等性でございます。

大きな2項目めが施設管理の効率性、効果的、効率的に管理できるかというような効率性でございます。

3点目といたしまして、その事業者の管理能力といいますか、人的あるいは財政的基盤、こういった安定性が3点目、それから4点目として、その他ですけれども、個人情報保護の措置というような大きな項目の中で、さらにこの4項目が小項目に分かれまして、都合13項目にわたりまして厳正、適正に審査をしたところでございます。

それから、2点目の桜の管理につきましてでございますけれども、このてんぐ巢病については、町としても把握してございまして、これらの処置についても適当であるというような評価の結果ではないかというふうに想像します。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） ただいまてんぐ巢病等の把握しているということでございますけれども、一番近いので千葉国の入り口のほうから岡本さんの住宅の前を通ってきて、ボウボウラーメン直売所のほうに入って来るときに、右側に桜の木が公団の敷地の中ですが、ございます。その中でも何本かてんぐ巢病にやられており、これはつい最近のことじゃございません。私はあそこ毎日通いで通っていますけれども、もう何年も前からてんぐ巢病が発生してそのままになっています。

そのことでちょっと管理をしてきたというものを町のほうで理解しているのであれば、指導が足らなかったなというふうに私なりに思っちゃいますので、その辺もう一度業者の方

に指定管理として指定してあるのですから、もうちょっと業者のほうの指導をしていただければというふうに思います。

それと、この指定管理の選定に当たっては、指定管理の効率性だとか管理能力、この辺が重要になったんじゃないかというふうに思います。町民に対する平等性だとか個人情報保護は、法律等に基づいて、みんな平等に行っていることだというような形だというふうに、私なりに考えます。

施設管理の効率性、塚原緑地さん、先ほど言いましたけれども、今年で5年目になりますけれども、この施設管理の効率性で、特に今まで5年前と変わったなというところがありましたら、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） まず、桜の管理につきましては、今後の協定、協議の中で十分協議、指導してまいりたいというふうに思います。

○議長（月岡清孝君） 産業振興課長、若菜聖史君。

○産業振興課長（若菜聖史君） 効率化ということでございますけれども、平成23年度、今回の指定管理者を受ける前の年でございますけれども、その年に比して、この施設の利用者というものが総合計になりますけれども、144%ということで、27年度末でそのような実績が出ておるところでございます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 施設管理の効率性というのは、利用者だけとは言い切れないというふうに思います。今までいろいろな施設がございます。遊歩道の中には3つのポケットパークがございます。

このところあっちのポケットパークのほうには、ちょっと行けませんけれども、あのところは昔は梅園と杉の子ゾーンとって、非常に具体的な施設がつくられたわけですがけれども、年々梅園も何か衰えてきちゃっているようにも見えますし、あの杉の子ゾーンのステージにしても、もうかなり取っ払っちゃって、面影がないようなところがございます。

そのような中で、本当に指定管理の方にはどこまでやっていただいたらよろしいのか、ちょっと町のほうの考え方をお聞きします。やはりやる以上は、今より悪くならないようにしていただくのが妥当じゃないかというふうに私なりに考えますので、その辺どうですか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 審査の中でも、森の子ランドの活用については、委員の中からも質疑がございまして、そういった町でもなかなか活用し切れなかった部分であり、これまでの指定管理者も十分な活用ができてきているかというところ、そうではないところもございまして。そんな中で、今回については、これらの活用について、取り組んでいくというところも評価された点ではないかというふうに思います。こちらについても、協定の協議の中で、そしてまた5年のそういう中で、十分活用が図れるようなことも考えたいと思います。

ただ、立地もありますので、これらについても、町のほうも多少頭を使わなきゃいけないのかなというところも含めまして、有効利用を模索していきたいと、あのままでいいというふうには認識はしておりません。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） ありがとうございます。

せっかく指定管理ということで指定をするわけでございますので、今後も施設管理の効率性及び施設の管理については、積極的な管理、運営をしていただくようお願いして、私の質問を終わります。

○議長（月岡清孝君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第2号 指定管理者の指定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号～議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第8、議案第3号 平成28年度長柄町一般会計補正予算（第2号）、議案第4号 平成28年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第5号 平成28年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第2号）、いずれも補正予算でありますので、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第3号 平成28年度長柄町一般会計補正予算（第2号）、議案第4号 平成28年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第5号 平成28年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

初めに、一般会計補正予算であります。2億7,014万5,000円を追加し、補正後の予算総額を42億6,383万6,000円とするものであります。

主な内容を款別で申し上げますと、総務費では、ふるさと納税寄附金の増加に伴う委託費等の増、民生費では一億総活躍社会の実現に向け、賃金引き上げの恩恵が及びにくい障害・遺族年金受給者臨時福祉給付金等の支給に伴う増、旧長柄保育所の解体工事等に伴う増、農林水産業費では、力丸及び国府里水利組合水中ポンプ入替工事による増、土木費では、橋梁点検及び橋梁長寿命化修繕計画策定業務の増、教育費では、公民館予定地の造成工事等を行うための事業費の増であります。

これらの経費の充当財源といたしまして、水利組合からの分担金、国・県補助金、繰入金、繰越金、諸収入及び町債を充当するものであります。

次に、国民健康保険特別会計補正予算ですが、補正額は6,096万5,000円の追加で、補正後の予算総額は12億3,796万5,000円となります。

主な内容を申し上げますと、歳出では、国保広域化に伴い、納付金算定のためのシステムの改善費の増、保険給付費の増、平成27年度療養給付費等の額の確定による返還金の増であります。

歳入は、前年度繰越金等を充当財源といたします。

次に、介護保険特別会計補正予算ですが、補正額は1,330万4,000円の追加で、補正後の予算総額は7億2,210万5,000円となります。

主な内容は、平成27年度介護給付費の額の確定に伴う負担金の返還のための増であります。この経費の財源といたしまして、繰越金等を充てるものであります。

以上で説明を終わりますが、詳細につきましては、企画財政課長に補足説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 補足説明を求めます。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） それでは、議案第3号 一般会計補正予算（第2号）について補足説明を申し上げます。

まず、歳出の内容から申し上げますと、本補正予算全般的なものとしたしましては、人事異動に伴う人件費の増減がございます。これは、平成28年度当初予算編成時と本年4月1日の人事異動による職員の人員配置が異なるためのものであり、一般会計と国民健康保険特別会計及び介護保険特別会計を合わせた人件費トータルの金額は変わっておりませんので、3節職員手当に係るものは説明を省かせていただきます。

それでは、補正予算書の16ページ、17ページをお開きください。

まず、2款1項1目一般管理費、8節報償費の17万4,000円の増は、人事評価制度研修の講師謝礼で、研修回数の増による増でございます。

9節旅費27万1,000円の増は、企画財政課C C R C事業に係る現地視察で、石川県金沢市5名分と生涯学習課全国スポーツ推進委員会委員研究大会で福井県2名分でございます。

12節役務費13万7,000円の増は、郵送料で、非常勤特別職等約400件のマイナンバー調査に要する費用です。

14節使用料及び賃借料13万円の増は、例規システムのL G W A N回線使用料でございます。

19節負担金補助及び交付金6,000円の増は、先ほどの生涯学習課の福井県で行われる全国スポーツ推進委員研究大会の負担金でございます。

2款1項3目防災対策費、15節工事請負費31万円の増は、現在公民館裏に設置してあります防災備蓄倉庫を福祉センター敷地内に移設する工事でございます。

13節委託費144万円の増は、防災行政無線整備事業におけるデジタル戸別受信機受信地区の周波数設定業務でございます。

次に、2款1項4目財政管理費、8節報償費1,075万円の増は、ふるさと納税の謝礼返礼品で、この6月から開始いたしましたゴルフ場利用券が主なものとなります。

11節需用費13万5,000円の増は、ふるさと納税啓発用パンフレット及びポスターの印刷製

本費でございます。

12節役務費9万8,000円の増は、財務会計システムリモート保守用サポート回線費用でございます。先ほどの例規システムLGWAN使用料とこの役務費の補正は、地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助事業といたしまして、一般のインターネット回線と個人情報を取り扱うパソコンを分離する業務をこの4月から実施し、8月に完了したところでございますが、そのためにインターネット以外の適切な回線と新たに接続することとなったための残り半年に要する費用の計上でございます。

18ページ、19ページに移らせていただきます。

13節委託料302万3,000円の増は、ふるさと納税業務委託先の株式会社さとふるへの委託料を増額するものでございます。

14節使用料及び賃借料22万8,000円の増は、ふるさと納税申し込みフォーム等使用料を増額するものです。いずれも納税額の増加に伴う増となっております。

次に、2款1項6目財産管理費、11節需用費・修繕料の116万3,000円の増は、6月以降、庁舎内1階のエアコン及び換気扇の不具合が発生したため、その修理に要する費用でございます。

13節委託料15万2,000円の増は、庁舎敷地内支障樹木の伐木・枝打ち業務費でございます。

15節工事請負費15万9,000円の増は、庁舎案内看板移設工事工法変更による不足額の増、同じく15節20万円の増は、庁舎2階バックパネル前の照明設備工事を実施するものです。

続いて、2款1項7目企画費、1節報酬10万9,000円の増は、総合計画策定審議会の開催の増でございます。平成26年度繰越事業で実施いたしました地方創生先行型交付金事業の効果検証、第三者評価の実施及びその報告が国から求められたもので、そのための1回分の増となりました。

11節需用費3,000円は、その会議の際のお茶代となっております。

次に、2款1項9目諸費、19節負担金補助及び交付金102万円の増は、自治会集会施設等整備事業補助金で、追分自治会の変更追加分及び新規で徳増自治会となっております。

2款1項10目無線共聴施設保守管理事業費、15節30万4,000円の増は、電柱移設に伴う電線施設移設工事費で、県事業、通称刑部バイパス事業の追加工事に伴う電線移設工事でございます。

2款1項11目社会保障・税番号制度事業費、13節委託料31万4,000円の増は、予防接種事務仕様変更に伴い、健康管理システム改修が必要となったための委託費、19節負担金補助交

付金118万2,000円の増は、個人番号カード関連事務委任交付金で、国から歳入で受け入れ、J-LIS、地方共同法人地方公共団体情報システム機構に交付するものです。

20ページ、21ページをお願いいたします。

3款1項3目障害者福祉費、先に23節償還金利子及び割引料645万3,000円の増ですが、障害者自立支援給付費国庫負担金返還金572万3,000円と障害者医療費国庫負担金返戻金68万9,000円、一つ飛びまして、障害児入所給付費等国庫負担返還金4万1,000円、これら返還金、返戻金でありまして、実績に伴うものでございます。

一つ戻りまして、20節扶助費486万4,000円の増は、放課後等デイサービス473万8,000円、障害児相談支援給付費12万6,000円、ともに対象者の増による増でございます。

次に、3款1項5目国民健康保険費、28節繰出金の48万円の増は、国保会計への繰り出し分でございます。詳細は国保会計で説明をさせていただきます。

3款1項6目福祉センター費、13節委託料23万4,000円の減は、老人憩いの家管理業務の減です。梅乃木荘の耐震補強工事がこの7月に着手し、来年3月まで施設利用ができなくなったことから、刑部区への管理委託費を8カ月分減ずるものでございます。

14節使用料及び賃借料5万9,000円の減は、同じく梅乃木荘工事に伴い、AEDの今年度中のリースをやめ、その使用料を減ずるものです。

3款1項7目、このページ最下段から次の22ページ、23ページをお願いいたします。

介護保険費、13節委託料116万円の増は、介護離職に関する調査業務費で、国では一億総活躍社会の実現に向けて、介護離職者ゼロを目指しており、介護する家族の就労継続への支援に効果的な介護サービスのあり方を把握し、来年策定の本町の第7期介護保険計画に反映していく目的の調査業務であり、年度内に成果を得たいと考えているものでございます。

28節繰出金の58万円の増は、介護会計への繰り出し分です。詳細は介護会計で説明をさせていただきます。

次に、3款1項10目臨時福祉給付金事業、この事業は平成26年4月に実施いたしました消費税引き上げに伴う所得の少ない方への影響を緩和するもので、全額国庫補助事業となります。

11節需用費・消耗品で5万円、12節役務費70万4,000円は郵送料で54万2,000円と振込手数料で16万2,000円、13節委託費60万7,000円は、支給事務支援業務で主に対象者リストを作成する委託費、19節負担金補助及び交付金で、2つの給付金、計742万8,000円のうち、臨時福祉給付金は1人3,000円を支給するもので409万8,000円、また障害・遺族基礎年金受給者向

け臨時福祉給付金は、1人3万円を支給するもので333万円をそれぞれ見込んでいるものでございます。

3款2項1目児童福祉総務費、20節扶助費90万円の増は、児童を養育する保護者の経済的負担の軽減を図るための子育てスタート支援金の増で、当初の見込み以上に転入、出生によるゼロ・1歳児の子供の数が増えているための増額でございます。

13節、15節は、旧長柄保育所解体事業に係るもので、委託料140万円の増は、解体工事施工管理業務費、工事請負費3,970万円の増は、解体工事費となります。

次に、3款2項4目こども園費、12節役務費3万8,000円の増は、ピアノの運搬・調律費で、旧水上小学校に残されているアップライトピアノ1台をこども園に移すものでございます。

15節工事請負費93万5,000円の増は、こども園外構の門扉工事で、こども園建設時、旧昭栄中学校の正門から移設して使用してございましたけれども、老朽化したため改修に要する費用の計上でございます。

次に、最下段、4款衛生費です。

24ページ、25ページをお願いいたします。

4款1項1目保健衛生総務費、11節需用費・修繕料61万6,000円の増は、保健センターの自動ドア修繕で、保守点検で危険性が指摘されていることから、センサー部品の交換を行うものでございます。

15節工事請負費194万6,000円は、公民館建設事業に伴い、第2学童クラブの教室、活動場所になる保健センターの一部を改修するもので、そのうち73万6,000円の増は居場所の改修工事費、また121万円の増は、現在の旧長柄保育所で使用しているエアコンを保健センターに移設するための工事費でございます。

5款1項3目農業振興費、19節負担金補助及び交付金112万1,000円の増のうち、新「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業補助金で、対象農業者に対する保冷库の追加のための7万1,000円の増、2段目、農業団体等振興事業補助金は、長柄町にんにく生産組合に対し、にんにく保存用冷蔵庫の購入補助で20万5,000円の増、3段目の飼料用米等拡大支援事業補助金は、県がこれまでの水田自給力向上対策事業補助金から補助金名を新たに変更し、補助金単価を増額したためのもので9万5,000円の増、4段目の青年就農者確保・育成給付金事業給付金で、新たに経営開始型の就農者として、千葉県在住で、上野地先で耕作をされている方に対し支給が認められたことから、75万円の増となるものでございます。

次に、5款1項4目農業基盤整備費、11節需用費1万3,000円の増は、光熱費、金谷農村公園の電気代の増です。

15節工事請負費668万円の増のうち、水利組合水中ポンプの入替工事、こちらは力丸水利組合と国府里・別所水利組合の2組合からの要望で583万円、また、農道・水路維持修繕工事、こちらは今年度これまでの執行済みによる額85万円です。今後、年度末まで応急修繕などに対応できるよう増額するものでございます。

19節154万4,000円の増のうち、中山間地域等直接支払交付金2万7,000円の増は、辺田地区取り組み面積の増によるもの、その下段、多面的機能支払交付金22万円の増は、新たに田代地区7.46ヘクタールが加わったものです。また、その下、鳥獣被害防止対策協議会補助金129万7,000円の増は、新たに長柄山・大津倉地先で電気柵設置3.2キロが決定されたものでございます。

26ページ、27ページをお願いいたします。

5款1項5目都市農村交流事業費、11節需用費190万円の増は、さくらの郷プレハブ冷凍庫ユニット交換修理及びみそ充填機の故障に伴うオーバーホール等修繕料です。

15節工事請負費600万円の増は、テニスコート2面の全面的改修工事で、実施に当たり内容を精査したところ追加がありました。その額となります。

次に、7款2項1目、先に13節委託費ですが、2,150万円の増は、橋梁点検業務・橋梁長寿命化修繕計画の策定業務費です。このたび国の大型補正予算を受けまして、追加要望をし、おおむね5年に一度の見直しが義務づけられていますこれら橋梁の長寿命化に係る再度の点検及び計画を実施するものです。

15節工事請負費450万円の増のうち、道路排水路維持事業の町道1064号線舗装工事400万円は、舗装面積の増及び地籍図根多角点復元測量の増です。

なお、この工事は長生郡市広域市町村圏組合水道部の配水管布設に伴う道路舗装復旧のため、その全額を受託し、実施するものでございます。

同じく舗裝修繕事業工事請負費50万円は、社会資本整備総合交付金国庫補助で実施するに当たり、端数が生じた交付決定がなされたため、最終的に交付金不用額を出さないため、額を追加するものでございます。

7款2項2目15節工事請負費470万円の増のうち、町道1049号線排水流末整備工事は、山之郷地先の分譲地住民4世帯が町設置型浄化槽を設置することとなったため、その流末を整備するもので400万円、同じく町道1389号線排水流末整備工事も、町設置型浄化槽事業で設

置する追分集会所からの排水流末を整備するもので70万円でございます。

28ページ、29ページをお願いいたします。

9款2項小学校費、2目教育振興費、8節報償費6万2,000円の増です。

これは夏季休業中の子供たちの学習の指導や相談を各学校の教室を使用して行うという新規の取り組みをこの夏試行的に実施したもので、講師謝礼を計上したものです。

20節扶助費62万円の増は、準要保護の児童数の増によるものです。

9款3項中学校費、2目教育振興費、8節報償費24万2,000円の増は、先ほどの小学校費と同じく、夏季休業中の学習指導でございます。

20節扶助費10万円の増も、小学校費と同じく準要保護の生徒数の増によるものです。

9款4項3目公民館建設費、13節委託料554万円の増は、旧保育所解体に伴う物件移動業務4万円、土質調査業務550万円です。移動物件は、昔の農機具や生活用品等のみ移動を委託し、そのほかは職員で対応いたします。

土質調査業務の増は、軟弱地盤であること、加えて地盤内の支持層が規則的でないことが予測されることから、当初の2本から6本にボーリング調査及び室内試験並びに解析を行うものでございます。

15節工事請負費1億2,776万4,000円の増は、造成の工事費で、擁壁工事、盛土材料の締め固め工、地盤改良工などの土木工事を行うものです。

30ページ、31ページです。

9款4項4目文化財保護費、11節需用費56万2,000円の減は、当初長柄町文化財1,000冊を予定していましたが、文化財の内容に変更が生じたため、今年度作成を見送りとするための減でございます。

9款5項2目武道館費、11節需用費22万3,000円の増は、誘導灯2カ所及び軒天井の破損修繕に係る費用でございます。

9款5項3目給食施設費、11節需用費35万3,000円の増は、包丁、まな板殺菌庫電気ヒーターボックスの修繕など、6種類の調理器具修繕で、この7月の定期点検で判明したものでございます。

18節備品購入費2万9,000円の増は、防水型、非接触型の2種類の食品用温度計の購入で、経年により壊れたための買いかえでございます。

以上が歳出の説明でした。

続きまして、歳入を説明いたします。

10ページ、11ページをご覧ください。

12款 2項 1目 1節 農林水産業分担金321万5,000円は、力丸と国府里・別所の水利組合からの分担金です。

14款 1項 1目 4節 障害児通所給付費負担金243万2,000円は、扶助費の増のうちの国の負担分です。

14款 2項 1目 3節 臨時福祉給付費事業費補助金1,092万円は、先ほど歳出で説明した2つの給付金に係る事務費を含んだ全額の補助金でございます。

14款 2項 5目 1節 社会資本整備総合交付金622万1,000円は、ともに国の補正予算による事業の追加に伴う交付額で、橋梁長寿命化修繕事業621万5,000円と舗装修繕事業6,000円でございます。

14款 2項 6目 1節 社会保障・税番号制度事業補助金120万5,000円は、個人番号カード発行実績の増に伴う補助金の増でございます。

15款 1項 2目 5節 障害児通所給付費負担金121万6,000円は、先ほどの14款 1項 1目 4節のところでご説明した県分の負担金でございます。

12ページ、13ページをお願いいたします。

15款 2項 4目 1節 農業費補助金371万1,000円は、説明欄の上から順に、飼料用米等拡大支援事業補助金8万2,000円は、補助単価の増額に伴うもの、多面的機能支払交付金事業補助金16万5,000円は、実施地区の増によるもので事業費の4分の3の額、新「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業補助金7万1,000円は、対象者の追加要望に伴う増で事業費の4分の1の額、青年就農者確保・育成給付金事業給付金75万円は、新規に事業対象者1名が認められたもので国からの給付金の額、鳥獣被害防止総合対策交付金264万3,000円は、新たに電気柵の設置3,230メートルが認められたことによるもので、材料費の100%が交付されます。

18款 1項 2目 1節 公共施設整備等基金繰入金1億7,436万4,000円は、公民館建設事業に係る工事等に充当するものです。

続けさせていただきます。

18款 1項 4目 福祉振興基金繰入金、1節 福祉振興基金繰入金698万7,000円の減は、梅乃木荘耐震補強工事の実施に当たり、当初の見込みよりも起債対象範囲が拡充したため、この基金からの充当額を減するものでございます。

19款 1項 1目 1節 前年度繰越金4,842万7,000円は、今回補正の不足分を充当するものでございます。

20款3項2目1節雑入400万円は、建設環境課所管雑入で、先ほど歳出の7款2項1目15節道路排水路維持事業の中でご説明いたしました町道1064号線舗装工事に係る不足分が長生郡市広域市町村圏組合水道部から工事負担金として入るものでございます。

21款1項1目1節臨時財政対策債62万1,000円は、平成28年度普通交付税額の算定に当たり、臨時財政対策債発行可能額が確定したための増額でございます。

21款1項2目1節総務債150万円は、歳出でご説明したとおり、防災行政無線デジタル戸別無線機の設定に係る緊急防災・減災事業債になります。

21款1項3目1節民生費1,470万円は、先ほどの福祉振興基金繰入金のところでも申しあげました起債対象経費の増に係る緊急防災・減災事業債になります。

21款1項4目1節公共事業等債460万円の増は、橋梁長寿命化の事業費の増に係る土木債になります。

あわせて、地方債補正を行いますので、4ページ、5ページに戻ってご覧いただきたいと思っております。

臨時財政対策債を1億5,620万円から今回の62万1,000円を追加し、合計で1億5,682万1,000円に、緊急防災・減災事業債を1億7,740万円から今回の総務債150万円、民生債1,470万円、合わせて1,620万円を追加し、合計で1億9,360万円に、公共事業等債を1億560万円から今回の460万円を追加し、合計で1億1,020万円に変更いたします。起債の方法、利率、償還の方法は従前と変更ございません。

以上、一般会計の説明といたします。

次に、議案第4号 国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の補足説明でございます。歳出からご説明をいたします。

10ページ、11ページをご覧ください。

1款1項1目一般管理費、3節48万円の増は、人事異動によるものです。

13節委託料54万円の増は、平成30年度国保広域化を見据え、納付金を算定するためのシステム改修経費でございます。

2款1項1目一般保険者療養給付金、19節負担金補助及び交付金5,085万6,000円の増は、本年度第1四半期の実績から年度末の見込みを推計し、不足が見込まれるための増でございます。

2款2項1目一般被保険者高額療養費、19節負担金補助及び交付金1,261万9,000円の増も同じく本年度第1四半期の実績から年度末の見込みを推計して、不足額が見込まれるための

増でございます。

3款1項1目後期高齢者支援金、19節負担金補助及び交付金366万3,000円の減、2目後期高齢者関係事務費拠出金、19節1,000円の減。

続いて12ページ、13ページをお願いいたします。

4款1項1目前期高齢者納付金、19節負担金補助及び交付金7万2,000円の減、2目前期高齢者関係事務費拠出金、19節負担金補助及び交付金1,000円の減、5款1項1目老人保健医療費拠出金、19節9,000円の減、2目老人保健事務費拠出金、19節で6,000円の減、それから6款1項1目介護納付金、19節820万4,000円の減、これらは全て実績により負担金が確定いたしましたので、減額するものでございます。

14ページ、15ページをお願いいたします。

10款1項3目償還金、23節842万6,000円は、平成27年度の国民健康保険療養給付費等の額の確定に伴う国への返還金であります。

歳入です。

8ページ、9ページをお願いいたします。

4款2項2目システム開発費等補助金、1節制度関係業務準備事業費補助金54万円は、歳出の説明のとおり、システム改修の経費で、全額が国費の補助金でございます。

5款1項1目療養給付費等交付金、2節過年度分216万円は実績による増額、6款1項1目前期高齢者交付金、2節現年度分622万2,000円は、医療給付費の不均衡を調整するため、支払基金より増額交付されるものでございます。

10款1項1目一般会計繰入金、3節職員給与費等繰入金48万円の増は、職員の人件費に係るもの、また歳出に伴う財源といたしまして、11款1項2目その他繰越金、1節その他繰越金5,156万3,000円を充てることといたしました。

次に、議案第5号 介護保険特別会計補正予算（第2号）補正予算でございます。

まず、歳出からご説明いたします。

10ページ、11ページをご覧ください。

1款1項1目一般管理費、3節53万円の増は、人事異動によるものです。

2款1項1目居宅介護サービス給付金、19節負担金補助及び交付金2,900万円の減、7目地域密着型介護サービス給付金2,900万円の増、この2つは事業の移行に伴うもので、額の増減はございません。

3款1項1目介護予防生活支援サービス事業費、19節負担金補助及び交付金5万円の増は、

総合事業への移行に伴い、この3月から開始された新規事業で、高額介護予防サービス費を計上したものです。

5款1項2目償還金、23節償還金実施及び割引料1,272万4,000円は、平成27年度の介護給付費、介護予防費、包括的支援事業・任意事業の額の確定によるもので、国・県・支払基金に返還するものでございます。

次に、歳入ですが、8ページ、9ページをご覧ください。

4款1項1目介護給付費交付金、2節過年度分123万1,000円は、平成27年度介護給付費精算追加交付金で、支払基金から交付されます。

7款1項1目その他一般会計繰入金、1節職員給与等繰入金53万円は、職員手当に充当するものでございます。

最後に、8款1項1目繰越金、1節繰越金ですが、今回の補正に充当するため1,154万3,000円を前年度繰越金から充てるものです。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありますか。

3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） それでは、何点か質問をさせていただきます。

まず、一般会計の25ページでございますけれども、1目の保健衛生総務費の中で、先ほどの説明ですと、15節の工事請負費についての保健センターの改修工事と保健センターの空調機移設工事は、公民館、旧長柄保育所からの空調機の移設とか、それに伴う保健センターの改修工事というふうに、私聞こえたんですけれども、その辺はそれで間違いないのか、ちょっと初めにこれをお聞きします。

○議長（月岡清孝君） 健康福祉課長、答弁願います。

○健康福祉課長（小林敬二君） 4款1項1目保健衛生費の工事費の内訳でございますけれども、121万円、これにつきましては、先ほど財政課長のほうから説明のありましたとおり、旧長柄保育所から保健センター、今現在保健センターはエアコンが故障して使えない状況でありますので、旧長柄保育所のエアコンを保健センターのほうに移設するものでございます。2台分でございます。

○議長（月岡清孝君） 池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 今保健センターの空調機が壊れているので、旧保育所の機械を持って

くるということですがけれども、先ほど学童とかというふうになんかちょっと聞こえたような気がしたんですけども、全くそれは関係ないですか、学童が保健センターを使うとかということじゃないんですか。

○議長（月岡清孝君） 小林課長。

○健康福祉課長（小林敬二君） 今回の公民館建設に伴いまして、学童保育が今現在旧長柄保育所で使っております。その関係で建て替え等がありますので、今度の第2学童クラブを保健センターのほうで運営する計画をしております。そちらの関係でエアコンを設置するものでございます。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） それでしたら、この予算につきましても、公民館の関連予算ということによろしいですね。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

白井課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 先ほど説明がずっと過ぎてしまったので、あれですけども、先ほどの公民館建設に伴ってということで、第2学童クラブの教室、活動場所になる保健センターの一部を改修するものということで、完了するまでの間、そちらのほうに移動していただくというための工事費でございます。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） それは理解はしました。

次に、27ページ、5目の都市農村交流事業費ですけども、さくらの郷のために冷蔵庫190万円、修繕料ということでございますけれども、現在さくらの郷から生まれる歳入は年間どのくらいの歳入があるのか、お聞きします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

産業振興課長。

○産業振興課長（若菜聖史君） 27年度の実績でありまして、全部の使用料ということで39万8,000円ほど頂戴しています。

○議長（月岡清孝君） 池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 光熱費は自分達の使ったものを負担していただくということでございますけれども、この39万8,000円の年間の使用料からすると、今回の修繕料、全額これは町が負担をしておるものなのか、ちょっとその辺をお聞きします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

若菜課長。

○産業振興課長（若菜聖史君） 全額町が負担するものでございます。

○議長（月岡清孝君） 池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 普通財産の貸し付けから使用料ということで、39万8,000円という数字かもしれませんが、普通財産の貸し付けで、これは貸付率ですか、どのような形になっておりますか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

若菜課長。

○産業振興課長（若菜聖史君） 売り上げの1%というふうにさせていただいております。

○議長（月岡清孝君） 池沢君。

○3番（池沢俊雄君） 売り上げの1%ということで、実際それが十何年、私がいたころからやっていますけれども、それがずっと1%で来ておりますけれども、実際そのときの最初の時点が長柄町の特産物の開発だとか、農林業の水産物の加工品だとか、農家のお母さん方が集まって、まずあそこをやっていただいた経緯がございます。

そのために使用料の契約条項で売り上げの1%ということでやっていますけれども、数十年たってきておりまして、年間の使用料が39万8,000円しかないものを190万円を町が投資する。これで100%投資ということになると、逆にやる気が起きない形が出て、いつでも町におんぶに抱っこというような形が考えられちゃいますので、この辺はひとつ今後全額じゃなくて、フィフティフィフティにするとか、そういう形で逆な振興策を考えていったほうがいいんじゃないかというふうに私は思います。これは答弁要りません。そのように私の考えです。

次に、29ページの3目の公民館建設費でございます。

委託料と工事請負費ということで、いっぱいあります、この辺の質問については、だけど、ほかの人がやると思いますので、私のほうからは土質調査業務のことをちょっとお聞きします。

この土質調査業務ですけれども、実は27年度の予算で120万円を確保してあったと思います。それで、120万円を28年度に繰越明許で現在来ておるとは思いますけれども、一番最初、先ほど白井課長からの説明ですと、2本が6本になったということで、550万円の増額という補正でございますけれども、一番最初の2本の120万円は何だったんだと、これは本当に

全くのつかみなのか、だけれども土質調査業務のつかみじゃなくて、設計ができる職員は十二分私はいると思いますので、最初のこの120万円は何だったのか、今回は2本が6本になったんですから、4本実際増えたわけですよ。4本増えれば、単純に言えば倍の240万円の補正でしかるべきじゃないかというふうに、私なりには考えちゃいますけれども、ちょっとその辺のあやについてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

内藤課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） 公民館建設に係ります地質調査業務についてのご質問でございますが、これにつきましては白井課長が説明したとおり、当初は2本というのは、建設位置が決まっていない段階で、標準的な場所といいますか、場所が決まっていなかったわけですから、標準的はないんですけれども、2本ぐらいあればいいのかなという想定で検討しておりましたが、今年度に入りましてから建設位置が具体的に決まりました。

これにつきましては、保育所ということで、盛り土も今のところ考えております。そうしますと、そのボーリングの長さも標準的な普通の地盤に建てるよりも当然深くなりますので、その分の金額が増えている、本数が増えたのと、その深さが増えたということで金額が増加しております。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） ちょっと今の答弁ですと、盛り土してからやるので、その分が高くなっちゃうって、それは全くおかしい話だと思います。盛り土して高くなるなら、盛り土しない前にやるべきじゃありませんか、どうですか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

建設課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） 大変失礼いたしました。盛り土が深くなったというよりは、一番下の園庭のほう、あの辺が当初の2本の想定のとおりよりも支持層がかなり深いところにあるのではないかとということで、全体的に延長が伸びているということでございます。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 説明自体はわかりましたけれども、全くこの最初の120万円の予算化は何だったんだというふうに思われてしょうがないんですよ。今回は550万円と120万円が

あるから、670万円、総額になるわけですよ。そうしますと、最初は何か標準的な2本で120万円で済むと思っていたものが予算化されちゃったわけですよ。それをなぜ予算化されたものをそのままここまで来ておるのかということもちょっと説明いただければというふうに思います。

○議長（月岡清孝君） 企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 予算化の関係もございますので、私のほうから説明させていただきます。

2本から6本にというお話と、それからお金の単価が見合いがないというところの話だと思いますけれども、まず今回内藤課長からもありましたように、場所があ場所ということ、今の旧長柄保育所という場所に確定していないときの状況で、まず2本というのは一般的に長方形、または正方形のような土地の斜めの端の2カ所、この2カ所をとるのが一般的に土質の地中の支持層を確認することが可能だというふうに言われていることから、2本で当初の計画をしていったというところですよ。

それから、6本に増えたのは、今繰り返しになりますけれども、課長のほうからもありましたけれども、場所があそこになった関係で、軟弱だと言われているところが確認は当然現地からもあそこは悪いという話は、諸先輩方もご承知のとおりでございますから、その辺の軟弱地盤対策をいかにするか、地盤の中の対策をいかにするかということと、課長が言ったボーリングの深さが多少伸びたというようなことが単価にはね上がっているかと思えます。

軟弱地盤の解析、それから室内試験、それらを行うということは、これまでの通常のボーリング調査を行って、成果でございます支持層N値50以上の層は15メートルのところでございます。土の質は砂質土シルト質でございますなどという報告を上げる以上に、お金を要するものでございますので、その辺を精査をした6本の掛け合わせから、今回の予算計上分の増ということになっておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 私が質問しているのは、今回のこの補正分と若干関連があるので、質問しているんですけども、最初の120万円というのは全くつかみで、予算化する必要なかったというふうに私は感じちゃいますけれども、今回必要な金額を当初でも構わなかったんですけども、想定できればいいものを平成27年度の中で全くのわからない、つかみで予算化をされたということで理解をしてよろしいですか。

○議長（月岡清孝君） 企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 基本設計に関しましては、27年の年度当初にいただいております。夏ぐらいに多分発注ができていたかと思えます。当然、そのときのつかみといたしましては、基本設計の中で場所の確定がした際には、土質等の調査が当然必要で、基礎の形態、また今言ったように、軟弱地盤対策が必要となれば、今回も1億2,700万円計上させていただきますけれども、地盤中の改良工事の費用がどんと上がってしまうというようなこともありますので、出すタイミングといたしましては、基本設計を出すときにということで、予算のほうを計上させていただいたというところです。

不測の日数、いろいろと基本設計に時間を要しまして、議会の説明の時間も遅れたというご指摘をこれまでの説明会の中でも、直接皆さんからいただいているところがございますけれども、27年度中は多分説明会が皆さんにできていなかったと思えます。その間、基本設計に当たっていたというところがございます。本来年度内に行いたかった2本の土質調査は、そのままこの7月まで納品が遅れておりましたので、引きずったという形のもので、つかみということではございませんで、先ほども申し上げましたように、一般的に更地のところの土質調査を行う場合の2本のボーリングの費用を計上してあったというところがございます。何もかんも見えないところで、ただえんやこらと出したと、そういうわけではないというところでご理解いただきたいと存じます。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 了解いたしました。

それでは、もう1点、基本設計が4月に納品をというお話でございましたけれども、4月ですか。

7月、遅れると逆にまずいんじゃないかというふうに。あの27年度事業ですよ。繰り越しましたっけ。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

○建設環境課長（内藤文雄君） 繰り越しになります。

○議長（月岡清孝君） 池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） わかりました、失礼しました。繰越事業であればよろしいです。

あとは造成工事等につきましても、まだまだ質問をしたいところいっぱいございます。私が1人でやると、ほかの方が質問できませんので、私の質問は以上で終了とさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 9番、大岩です。

ただいま池沢議員のほうから、るる質問があったんですけれども、それに二、三関連しておりますけれども、まず最初に、27ページのさくらの郷の冷蔵庫の購入問題、あそこを今有限会社、有限会社の定義は何だというふうに思いますか、まずそこから。

○議長（月岡清孝君） 産業課長、お願いします。

○産業振興課長（若菜聖史君） 株式でない法人と申しますか、申し訳ございません、勉強不足で申し訳ないんですが、その程度の認識で申し訳ありません。

○議長（月岡清孝君） 9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 株式会社にしる、有限会社にしる、利益追求団体なんですよ。そこに利益を出して、従業員、あるいは役員がそこから報酬をいただく。1円でも多く稼いで収益を上げるのが目的なんですよ。公益法人とか社団法人とかじゃないんですよ、財団法人と。利益を皆さん分配する、これが有限会社、株式会社なんですよね、これが定義なんですよ。利益追求団体、にもかかわらず、町税を、皆さんの血税をその有限会社が使うために全額負担して冷蔵庫を買うというのは、ちょっと理解できないんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 産業振興課長。

○産業振興課長（若菜聖史君） 今のその費用の問題でございますけれども、こちらにつきましては、平成10年になりますけれども、先ほど池沢議員のほうからもお話がありましたけれども、地域の御婦人方がその地域の材料を使って特産物をつくるというような目的を持って設立されております。現在もその目的を引き継いで、人数は減ってしまいましたけれども、幸い増産する体制等も整ってきた中でやっていただいております。それら政策と申しますか、そういった目的を持ってつくっておりますので、それに基づいてそこに町がバックアップしているというようなことでご理解いただければと思います。

○議長（月岡清孝君） 大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） バックアップしても、これは町民の血税ですから、これは切りがないですよ。ましてこの有限会社となれば、従業員なんかは千葉県は今最低賃金816円ですか、そこによると、その賃金をもらっているわけですよ、皆さんね。これは払わなくちゃいけないんですよ、法律的に。

そういう中で、特産品をつくるのはよく分かるんですよ。だけれども、そこに湯水のように投資するのが建物、分かりますよ。だけれども、あらゆる備品をそこに農産物を研究するから、地場の特産物をつくるからって、それなら私は有限会社じゃなくて組合をつくって、

仕事をしてもらえないんだという、そのくらいの意気込みじゃなければ、有限会社という法人なら、また今度10月から上がるみたいですけども、最低保障816円していますか。

○議長（月岡清孝君） 産業振興課長。

○産業振興課長（若菜聖史君） 昨年あたりから幸い最低賃金をお支払いできる状況になったというふうに報告は受けております。

○議長（月岡清孝君） 9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） というように、働けば賃金をもらうわけですよ。そこにこれは何回もしつこいようですけども、いま一度もう一回精査して、きちんとした受益者の負担の原則に基づいた、私もさっき言ったけれども、幾らかの負担金を出す、あるいは補助金を出す、これならいいんですけども、丸抱えについては、私は町民の理解は得られないというふうに、私は感じております。

それから、29ページですけども、旧長柄保育所の工事の請負費1億2,100万円とありますよね。これは全て含めると、相当な金額になると思いますけれども、私は資産価値の面から、これは有効面積は何坪ぐらいになるのでしょうか。

○建設環境課長（内藤文雄君） 確認しますけれども、今の保育所の面積がどのくらいあるか。

○9番（大岩芳治君） 造成を通じて、造成をする面積、有効に使える面積です。

○建設環境課長（内藤文雄君） 長柄保育所の跡地の面積をということですか。

○9番（大岩芳治君） 公共事業費で出ているんですけども、面積がなければこのあれは出ないと思う。

○議長（月岡清孝君） 建設環境課長、お願いします。

○建設環境課長（内藤文雄君） すみません、質問の趣旨がよく理解できませんでした。大変失礼しました。面積はおおむね3,700平方メートルでございます。

○議長（月岡清孝君） 9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 3,700平米というと、1,000平米で300坪ですから、約1,100坪ぐらいですよ。そうしますと、ここに1億2,000万円、これは工事造成費だけですけども、少なくとも工事だけで試算として坪当たり13万円かかるんですよ。今この周辺の土地の評価はどのくらいですか、税務課の皆さん。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

税務住民課長。

○税務住民課長（石井正信君） 手元に詳しい資料ございませんけれども、8,000円とか1万

円とか1万2,000円とか、その範囲におさまるのではなかろうかと思います。平米ですね。

○議長（月岡清孝君） 大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） そうしますと、あそこをこの1億3,000万円、4,000万円、私はもう少しかかるとは思いますけれども、それにしても13、4万円、埋立工事だけでそれだけの費用かかるんですよ。そこに果たして公民館を建てるのが有効活用かどうか、私は非常に疑問なんですけれども、今、税務課長のほうから、平米当たり七、八千円、2万5,000円ぐらいですよ。平らになった宅地でさえその程度なんです。それを工事費だけで、どうして13万円も14万円も工事費をかける価値があるのか、いかがですか。

○議長（月岡清孝君） 企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 場所の関係につきましては、5回行われました検討委員会、初回のときから場所の選定についていろいろと議論いただいて、その議論いただいた中で、旧昭栄中学校の跡地ですとか、それから今の公民館の近傍がいい、またはこの庁舎の周りがいい、それぞれのいろいろな意見を出した中で比較検討した結果として、委員会の中でも合意形成をされた。いわゆる審議を尽くしていただいて、今の公民館の場所がいいということになったということです。費用の面、今現在最終的に基本設計、基本計画が終わったこの段階になって1億2,700万円という造成費についての云々ということで、なっておりますけれども、総合的な見地から判断をして今の場所にとということになっているということをご理解いただきたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 長くなりますけれども、検討委員会で出た答申じゃなくて、行政側は十分そこで価値があるのか、そこを聞きたいんですよ。検討委員会からそういう話が出たけれども、行政も今のところが坪当たり14、5万円も費用がかかって、それでも有効利用だというふうに考えているのかどうか、あまり言いませんけれども、どうですか。

○議長（月岡清孝君） 企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 私の説明が足りませんでした。

もちろん諮問会議のほうに諮問いたしましてご意見をいただいた、それは町として判断をして最終的にということですので、委員会がそこだと言ったからそこだと、そういう話を申し上げているわけではございません。町として判断をして、今の場所が適しているということで、その後の設計業務を進めているというところでございます。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 私のほうから少し質問させていただきます。

23ページなんですけれども、児童福祉総務費の13節委託料でございます。

委託料、解体工事管理業務、140万円計上しておりますけれども、解体施工管理とはどんな管理を行うのでしょうか。私にしてみれば、その下の15節工事請負費の3,970万円、これを請け負った業者、共通仮設費の中に現場管理費なりありますよね。要は工事を請け負った現場監督さんが十分監督責任を果たして施工管理できると思うんですよ。家を建てるなら建築士なり、設計屋さんが施工管理を委託してもいいと思いますけれども、極端に言えば、たかが取り壊すぐらいのところ、一々設計管理、要らないんじゃないかというのが私の考えなんですけれども、内容を教えてください。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

内藤課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） 解体の工事の施工管理業務ということで140万円ということですが、これも概算の見積もりでございますが、今法律も変わっております、アスベスト等の調査ですとか、そういう廃棄物の処理に関わる伝票の管理等がただ工事業者がやればよいという今時代ではありませんので、その辺の数量のチェックとか、その辺もかなり今の時代は法律に基づいてやっていかなければいけないということで、この委託工事管理業務を計上させていただきました。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 産廃のマニフェスト、10年か20年ぐらいになるかと思っておりますけれども、産廃のマニフェスト、幾らでも工事を請け負った監督さんができると思うんですよ。

ちょっと今、内藤課長が言った法律、私確認していないから、すぐできないんですけれども、産廃のマニフェストどうのこうの、産廃の廃棄がどうのこうのと始まった時点で、マニフェストは順次何枚つづりかで業者が持ったり、相手方処理場に行ったり、その管理、チェック、それは解体する業者がその監督が十分できるはずなんですよ。

今、アスベスト等の産廃の廃棄物の管理と言いましたけれども、20年前ごろからそれは流っていて、マニフェスト、その管理はできるので、わざわざ私はその法律知りませんが、解体の工事監督で十分だと思っておりますけれども。

○議長（月岡清孝君） 企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 私のほうから補足で申し訳ありません。

一般的に建築、私ども役場には土木関係の職員はいますけれども、建築主事はおりません

ので、これまでも建築関係につきましては、外注の形で進めてきたところが多かった。

議員がおっしゃるように、これに関しては、非常に土木工事的な要素があるということで、できるんじゃないかというようなところの切り口だと思いますけれども、今回この建築物の解体工事につきましては、基礎の杭50本以上多分あると思うんですけれども、それらの引き抜きだとか、もちろん工程も実はこの後の工程関係を後ろから追ってきまして、非常にぎりぎりの状況に来ておりますので、きちんとした工程管理、それから当然幾ら壊すだけといっても品質管理、それらを全てきちんとした形でやっていくと。

その専門的な視点や目やそういうものがないと、いわゆる手抜きのような、そういうようなことになっちゃいけないというようなことで、きちんと見えない部分もやってもらうのもそうですけれども、今申しあげました工程、品質その他建築主事に係る部分についての委託費ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 正直なところ、解体工事で設計屋さんを入れて施工管理云々というのは余り聞いたことがなくて、この予算が計上されたので、この質問をさせてもらったんですけれども、やっていますか、よその町村でも解体のときに。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） やっているかどうか、私は確認はしておりません。

鶴岡議員なんかのおっしゃりたいこと、本当によくわかるんですけれども、これまで古きよきと言ってよろしいかどうかわかりませんが、それらこの設計にかかわっている業者にやってくれよと、見てくれよと、もしくはその施工業者に、施工業者はもちろん施工管理をする業者でございますので、いわゆる現場の設計者としての視点でやる管理はできませんから、きちんとした施工管理はもちろん請負業者にやってもらいますけれども、その辺については設計家としての、建築家としての視点できちんと見ていただくというようなことになろうかと思っておりますので、他市町村の話はわかりませんが、これまでの経緯からすると、その辺の部分をサービスという言葉は本来望ましくはないと思いますけれども、そういうふうなことで、ちょっと現場を見てもらったとか、そういうことはあるのかなというふうに思います。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 一応了解しました。

設計管理委託した場合のと現場監督が管理施行したものの、違いを年度末にでもいいから見せていただきたいと思います。

続きまして、25ページです。

15節の工事請負費、水利組合水中ポンプ入替工事とございますけれども、これは聞きましたら力丸、別所・国府里ということとございますけれども、水中ポンプ3カ所なんですか、それとも受益者がこの3地区にまたがっていて、水中ポンプの入れかえは1カ所なんですか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

産業振興課長。

○産業振興課長（若菜聖史君） 3カ所でございます。1組合、力丸水利組合で2カ所、それから国府里・別所水利組合で1カ所でございます。計3カ所のポンプになります。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） ありがとうございます。

それで、これにつきましては、工事請負費で町で発注ですよね。そして、受益者から分担金を徴収という形をとっておりますよね。

それで、その分担金の徴収条例でございますけれども、平成14年6月26日から施行されているかと思うんですけれども、今の時代、受益者より分担徴収する云々じゃなくて、青道とか、そういうものがあれば、公共の水路などであれば、受益者よりも分担金徴収でも私は理解できますけれども、今の時代、民間の水利組合なら水利組合、公共のものでもだんだん民間に移行するものが主になっているのに、わざわざ補助金じゃなくて、分担金にまだしていると、その辺何か理由があるんでしょうか、要綱ができてからやっているだけなんですか。

○議長（月岡清孝君） 産業振興課長。

○産業振興課長（若菜聖史君） 申し訳ございません。明確なその当時の書き物というものがございませんので、明確なことは申し上げられませんが、聞いているところによりますと、それ以前に補助事業で不適切な仕様があったということから、100万円以上の工事については町が行うというような条例を制定したというふうに聞いております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 100万円以上については、不適切な使用があったとか云々と、今答弁、

回答をいただきましたけれども、そういう不適切なこと、先ほど一般質問でやりましたけれども、おかしなことをやっている云々、それは行政の指導が悪いんじゃないんですか、その不適切な指導をやったものには補助金をあげないとか、びしっと態度を示さないから、そういう不適切な云々とやり得、そういう形になるんじゃないですか。そのために分担金条例をつくって、民間の自主性、独自性を排除しちゃって、自分たちで全部役場におんぶに抱っこ、そういう状態でいいのでしょうか、長柄町はこのままじゃ全然前に進まないと思いますけれども。

○議長（月岡清孝君） 産業振興課長。

○産業振興課長（若菜聖史君） 確かに、議員のおっしゃるとおり、そのような補助金として当時は、それ以前は補助金という形で運用していたものでございます。

ただ、その事件を受けて、その職員の検査する能力というものにつきましては、残念ながら、そのときは結果として見抜けなかったということで、その後そういった形で条例を制定するに至ったというふうに聞いてございます。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 何かはっきり理由がわからないでいけないんですけれども、どんな不適切なことがあったんですか、発言してもらえるのでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 産業振興課長。

○産業振興課長（若菜聖史君） 申し訳ございません。内容までは申し訳ございません、承知していないんですけれども、そういった条例がなぜこの分担金を活用しているかということで、私がちょっと承知している部分はその程度ということで、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 分かりました。

平成14年から平成28年、14年たっていますので、また金額、分担金か補助金か、その辺の見直しを私としましては希望いたします。また後ほど。

以上で。

○議長（月岡清孝君） そのほかございますでしょうか。

○9番（大岩芳治君） 最後に、先ほど公民館の有効面積をはじきました。1,119坪、そして土質調査等を入れて、埋め立て工事だけで坪当たり約12万円ですね。

町長に伺いたいんですけれども、これでも有効活用、私は見ると、周りに田んぼや何かい

っぱい空いているので、そこを根気よく交渉してやっても、私は今の農地は大体1万円ぐらいで購入できるんじゃないかと、単価といたしましても。そこに12万円も造成かけるだけ価値があるのか、町民のこれで理解が得られるのかどうか、最後に町長にお伺いします。

○議長（月岡清孝君） 清田町長。

○町長（清田勝利君） 教育というのは、学校教育、生涯教育ということで、人間が生を受けてから最後になるまで、人は教育だと、いろいろなものを学んでいくものだというふうに私は思っております。

そういった意味で、学習権の保障という大きな観点から、一つを見直すということは大切だろうというふうに思います。この町が将来、先ほど来から皆様方からいろいろご意見いただきました。少子化になるのに何でこんなを使うんだと。逆だろうと、逆のスパイラルだろうと、単純に考えればそのとおりであります。しかし、本当に人間らしく、長柄町民らしく、自分らしく生きていくためには教育なんです。その一つが学校教育であります。

そして、学校教育が終わって、最後きちんと自分らしく長らえていく、人の心を整えるのは、生涯教育なんです。その拠点を私はつくりたいんです。いろいろご意見があります。軟弱な地盤、物を壊していいのかと、しかもそれだけお金がかかると、そのとおりであります。間違いありません。

しかし、私は先ほども申し上げました。人間が人間らしく、我が町民が本当に誇らしく、文化の薫りのあるすばらしい町民として育っていく殿堂をつくりたいんです。それはまことに申し訳ございません。血税でございしますが、私はある面ではここでできる範囲の、許される範囲の中で、そういう殿堂をこの町につくっていきたくて、そういう願いでいっぱいあります。

したがいまして、皆様方のご意見を十二分に頂戴しながら、お許しをいただければ、今私の思いを述べさせていただきましたが、そういう方向でぜひとも先生方のご協力をお願いしたい。町民を本当に活用できる立派な人たちに、我々も含めて育っていきたくてという思いでいっぱいでございます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 9番、大岩です。

今、町長のほうから、あたかも公民館建設を質問しているが、反対というような文言の発言がありましたけれども、全く違いますよ。公民館建設を反対しているわけじゃないんです

よ。場所、費用、あらゆるものを総合判断して、果たしてあの場所が適切かどうかですよ。これは町民の皆さんに、我々が反対しているなんていったらとんでもない話ですよ。そうでしょう、皆さん、反対しているわけではないんですよ。その辺のところを町長、ご理解ください。

○議長（月岡清孝君） 町長。

○町長（清田勝利君） 今、大岩議員のほうから話がありました。私は皆様方が反対しているとは言ったことはありません。費用がかかり過ぎるという、それは分かりますということを行っているんです。そう言いました。皆様方がこのあれを反対しているんじゃないくて、費用がかかるということは私も分かりますと、しかしそれ以上に私はこの公民館をここの場所に建設する意義というものが我が町にとって、それ以上に大事なものがあるということを述べさせていただきました。決して反対などとは申しておりません。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） よろしいでしょうか。

山根義弘君。

○6番（山根義弘君） 6番、山根でございます。

25ページの5款1項3目19節ですけれども、その中の青年就農者確保・育成給付金事業ということなんですが、これの金額については、全額国からというのはわかるんですけれども、本事業の補助要件、そしてその営農計画等が恐らくあるんだろうと思うのですが、それをごく簡単でいいですから、説明をちょっとお願いしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

産業振興課長。

○産業振興課長（若菜聖史君） ただいまのご質問にお答えします。

まず、その採択となる条件でございますけれども、こちらにつきましては、45歳未満の就農予定者及び新規就農者に対しまして、国の制度を活用し給付するというふうになってございまして、町が作成する人・農地プランに位置づけられた新規就農者に対し、年間最大150万円を最長5年間給付するというものでございます。

ただいまありました営農計画につきましては、申し訳ございません。ちょっと手元に資料がございませんので、できれば後ほどまたお話しできればと思います。

どうぞよろしくお願いたします。

○議長（月岡清孝君） 6番、山根義弘君。

○6番（山根義弘君） 27ページでございます。

5目の都市農村交流事業の部分ですけれども、15節の工事請負費のところなんです、ちょっとまず最初一つ聞いておきたいと思います。

公共施設最適化事業というのがあるんですが、都市農村交流施設、その中の全てがこの公共施設の最適化事業の中の範囲に入るのか、言い換えればテニスコート、これが入るのかどうか、それをちょっと確認したいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 適切な答えになるかどうかわかりません。

結論から申し上げて、最適化債の対象とはならないということになります。事業目的が一緒だということになるとならないかと思います。

○議長（月岡清孝君） 山根義弘君。

○6番（山根義弘君） その事業の範囲に入らないということでございますので、そうしますと、この都市農村交流事業施設だけに絞った中でお尋ねしますけれども、ここにあるいろいろな各種施設の改修計画というのはできているのかどうか、それをちょっと確認します。

○議長（月岡清孝君） 企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） できておりません。本町全域的な視点で、公共施設の総合管理計画を今年度中に策定するというので、現在行っておりますので、年度末までにその辺の概要といいますか、私が今概要と申し上げたのは、すみません、個別計画については、個別でまた今後出していかなきゃいけないというようなことが国から示されておまして、現在委託しているものにつきましても、個々の施設の長寿命化の技術的な、建築的なところについてまでは出てこないことになりますけれども、町が管理している施設の総合的な管理計画、どのぐらい建物が先に壊れちゃいそうだとか、お金がかかりそうだとか、そういうようなものの順位づけとか、そういうものは今後出てくる予定でございます。現在はございません。

○議長（月岡清孝君） 6番、山根義弘君。

○6番（山根義弘君） 私が一番最後聞いたかったのは、なぜ補正予算で600万円ここで計上しなければいけないのか。本来であれば、これだけの額であれば、ある程度計画性を持った中で、当初予算で出していくべきだろうということで、施設の改修計画はとか、そういうお話をさせていただいたわけですが、その辺のご答弁をお願いします。

○議長（月岡清孝君） 産業振興課長。

○産業振興課長（若菜聖史君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

今回改修いたしますテニスコートは、ソフトタイプと申しまして、樹脂系のやわらかいタイプの表層処理がなされたものでございます。若干コスト的にもランニングコストがかかるということから、今回それをハードコートに変更するものでございます。

一昨年、26年度にもう2面ございますハードコートにつきましては、改修させていただいたところでございますが、今回のこの予算を作成するに当たりまして、改めまして参考見積もりを徴したところ、その価格に比して非常に高い価格の見積もりがあったところでございます。

それを参考とするには、非常に内容が十分精査できないということから、一昨年の実施した設計額を参考に、今回の予算を作成させていただいたところでございますが、その作成段階において、そのハードコートの切削ないしその不陸整正をとるべき工種が除かれたまま今回の予算が作られてしまっておりました。

これは予算を作成する段階での見落としということから、非常に申し訳ない事態になったわけでございますけれども、現場を改めて精査しましたところ、さらにポストが老朽化していたりと、そういったこともございまして、これらを併せて計上させていただきましたところ、600万円の増額となってしまったものでございます。

どうぞご理解をお願いしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 6番、山根義弘君。

○6番（山根義弘君） 分かりました。

これを理解するには、補正をしてまでも早急に全面改修しないとならないという理解だということではよろしいかと思うんですが、それでよろしいでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 産業振興課長。

○産業振興課長（若菜聖史君） このウレタンのソフトコートにつきましては、最後に補修をしたのが平成18年ということで、かなり日もたっておりますし、そのときも部分補修ということで、かなり剥げている部分だとか、先ほど申し上げたようにポストの老朽化ということが著しいものですから、ぜひ今年度、全面を併せてやらせていただきたいと思っております。

どうぞよろしくお願いたします。

○議長（月岡清孝君） ほかがございますか。

2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 異議なしという声が出ているところ申しわけございませんけれども、先ほどのポンプの件なんですけれども、肝心なことを聞き忘れました。

ポンプの故障の原因、何が原因で壊れたか、ポンプの何が壊れたか、分かるでしょうか。それが分からなければ、また修理して入れかえしても、また壊れちゃうと思うんですよ。せっかく583万円もかけても、原因云々が分かっていなければだめだと思うんですけれども、その辺分かるでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

産業振興課長。

○産業振興課長（若菜聖史君） 現在、どのポンプも壊れたという状況ではありませんで、揚水能力が落ちてきていると、来春に備えるために整備したいというご要望でございましたので、その旨をお受けさせていただいたところでございます。

○2番（鶴岡喜豊君） 分かりました。

○議長（月岡清孝君） ほかがございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 多少長くなりましたので、ここで小休憩いたします。

再開は4時ということになります。

休憩 午後 3時56分

再開 午後 4時01分

○議長（月岡清孝君） 審議を再開いたします。

これより討論を行います。

討論ございますか。

本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 5番、本吉です。

私は、公民館の建設検討委員会の委員でもあります。今公民館で平成29年には公民館が全ての棟で耐力度が点数が5,000点を……。

○議長（月岡清孝君） 本吉議員、すみません、反対討論ということでよろしいですか。

○5番（本吉敏子君） 反対討論です。

ということで、別に建設をすることが反対ではありません。

今、町長が最後に言われた言葉で、大切な意義があるからこそ、住民の皆様とまたもう少し精査をすることが大切ではないかなということを改めて今感じました。早まることということで、今起債の件もありましたし、いろいろな件があると思いますけれども、今時点では時期尚早じゃないかなということで思って、私は反対としたいと思います。

○議長（月岡清孝君） ほかに。

星野一成君。

○11番（星野一成君） 議案3号に賛成の立場で討論させていただきます。

そもそも公民館の建設につきまして、公民館建設検討委員会においては、平成26年11月から本年8月までに5回開催され、建て替えの決定から建設候補地の選定、そして基本設計における建築規模や概算経費等を検討してきました。

さらに、当該検討委員会の結果を踏まえて、2回ほどの議会説明会が行われ、また本年3月定例議会に関する予算審議においても、十分な協議がなされ、今ここでさらなる議論は、いたずらに事業遂行の遅延になると懸念せざるを得ません。また、住民の皆様から直接意見を伺い、合意形成を図るために意見募集も行ってきた経緯があり、47項目にも及ぶ意見をいただいていることから、関心の高さがうかがえると同時に、その期待度が伝わってきますことから、速やかに事業を進めていくべきと考えます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） ほかに討論ございますか。

3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 3番、池沢でございます。

私は日程第8、議案第3号 平成28年度長柄町一般会計補正予算（第2号）について、反対の立場から討論を行います。

新公民館建設事業につきましては、昨年の末の説明では、計画事業費でございますけれども、7億円ほどであるとのことでしたが、今年9月2日の基本設計の成果に係る町の説明では、総事業費が13億5,000万円ほどになるという説明でございました。

これは昨年の計画事業費のほぼ2倍程度になるとの説明がありましたが、このことは逆に言えば町の財政運営計画がずさんであったとしか言わざるを得ません。なぜこのように倍までの金額になるのかということが私にはまだ理解をできません。

私は、公民館建設計画に当たりましては、当初から慎重に計画するとともに、住民の皆様

から幅広く意見を聞き、計画を進めていただきたいと申し出てまいりましたが、この基本設計における計画総事業費を見ますと約5億1,000万円が交付税措置で、またバックアップで返ってくるものでございますけれども、残りの8億4,000万円ほどは、将来の町の自主財源というふうになります。

先ほど一般質問の中で、川嶋議員のほうからも申し上げましたけれども、このような高額の借金をしていくには、また後には将来負担がかなり押しかかってくるようなふうには私は思われます。

そのことによりまして、残りの8億4,000万円が町の自主財源となりますが、またこの総事業費の算定につきましては、建設予定地の土質調査は、これから実施するとのことでありまして、今後の総事業費にも、先ほど説明ですと、変動が起こり得るというふうには私は感じたところでございます。

しかし、この結果を受けて、町では建設計画を早期に進めるために今回の補正予算を提出されましたが、町としてはなぜこのように事業費が高額になったのか、また盛り土による造成工事が必ず必要なのか、建設予定地が本当に適切な場所なのか等々、再度期間をかけて検証すべきであると思っております。

清田町長に対する何が何でも私は反対じゃなくて、この公民館の建設計画につきましては、莫大な費用がかかりますので、正しいという字は、この前この議会でも申し上げましたとおり、一度立ち止まるというふうには書くものでございます。

ぜひ清田町長には、進めるのは結構でございますけれども、なぜこのような私が先ほど申し上げましたようなことになっているのか、その辺を期間を設けて検証をしていただきたいと思います。

したがって、今回提案されております一般会計補正予算（第2号）の3款民生費、2目児童福祉費の旧長柄保育所の解体事業及び9款教育費、4目社会教育費の公民館建設に係る補正予算につきましては、新公民館の建設計画関連予算であり、建設計画が確定していないため、反対をいたすものでございます。

町長と議員は二元代表制でございます。町長は提案権がございます。議員は審議する権限がございます。審議し、賛成、反対の立場をとる権限もございます。そんな中で、今回議員の皆様には、9月2日に提案されて、本日9月15日にこの予算化でございますので、議員各位には、ただいま申し上げました内容をご理解いただきまして、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。反対討論といたします。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） ほかにございますか。

7番、古坂勇人君。

○7番（古坂勇人君） 私は、賛成討論のほうで申し上げます。

まず、公民館事業のことで話させていただきます。

現在、公民館は老朽化が進んでおりまして、皆さんもご存じのとおり、雨漏り、また床の段差、またさらに電気器具の老朽化、不具合が発生しております。これらのことについては、さきの住民教育常任委員会で議題にもなりました。今、現状の常任委員会ではないです。前の常任委員会のときの話です。

そのとき委員長を初め、多くの委員の人たちが新設については大きくなずかれたのを私の記憶の中にまだ残っております。そういった中で、公民館建設検討委員会、設立して皆さんから多大な意見をいただきながらも、進んでおります、この事業は今。したがって、私はこの事業をより早く進めるべきと考えます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） ほかに討論ございますか。

2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 私は議案第3号 平成28年度長柄町一般会計補正予算（第2号）に反対します。

全てに反対ではありませんが、第9款教育費、4項社会教育費、3目公民館建設費、15節工事請負費に反対です。

公民館建設費の1億2,776万4,000円の造成工事でございますけれども、9月2日の説明会では、地質調査を実施した結果により、工事費が半分ぐらいになる可能性もあると私は聞いております。新公民館の建築事業のスケジュールを見ても、11月に地質調査が終了し、工法の確定をして、補正予算を12月の議会で計上しても、スケジュールのとおり、平成29年1月より造成工事ができると私は考えています。

また、説明会のときに私が質問した道路の勾配の問題、取りつけ道路を東側にするという多目的広場の球技面積が減ってしまうという回答でしたが、現地を私が確認したところ、多目的広場の中に当初なかった駐車場等があり、その駐車場を取り払えば球技の面積は十分に確保できると思います。

そして、私の質問がどのように建設委員会で反映されているのか、どのような経緯で取り

つけ道路が公民館の駐車場の中に6メートルの幅員で通るようになったのか、利用者の安全のために協議されたのか、この議会が終了したら、公民館建設委員会の会議録を見せてほしいと蒔田課長に話してあります。

そして、何よりも一番の反対の理由は、9月2日の説明会で大変よくわかりましたが、造成工事に1億2,776万4,000円、保育所の解体に3,963万6,000円、公民館の解体に5,788万8,000円、合計2億2,528万8,000円もかかるならば、池沢議員のほうから以前に質問がありましたけれども、公民館の耐用年数はまだ10年弱あります。

それならば、公民館の建築する場所の変更を検討し、そうすれば取り付け道路の問題も解決し、執行部の返事はみんな建設委員会で回答を得ていますということではございますけれども、私はそれこそ一歩立ちどまって、計画の見直しが必要だと考えております。

ですから、この補正予算案には反対でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（月岡清孝君） ほかに討論はありますか。

6番、山根義弘君。

○6番（山根義弘君） 6番、山根でございます。よろしくお願いいたします。

私は議案第3号 平成28年度長柄町一般会計補正予算に賛成の立場で討論をさせていただきます。

ただいま古坂議員、あるいは星野議員のほうから、耐力度調査の結果及び建てかえの必要性について、そして各種会議等の経過措置と結果について、お話があったことに加えまして、公民館の利用実態と政策上におけるコミュニティ施設の位置づけについて述べたいと思います。

平成27年度における年間利用者延べ人数は約2万1,000人と聞いております。利用団体数では48団体が利用しているということから、決して低い利用実態とは言えないと考えますし、高齢者人口が増えれば、ますます利便性の高いコミュニティ施設としての需要性が増してきます。

また、政策上における施設の位置づけとして、町総合基本計画において、住民との共同参画社会の推進が掲げられておりますが、我が町に限らず、遅々として進んでいないのが実態であります。

さきに行われました公民館建設に当たっての議会説明会における質疑において、町長は住民との共同参画社会形成に当たっては、壁は高いが、乗り越えなければならない壁であり、コミュニティ施設を最大限生かした中で推進していく所存である旨の決意を語られました。

それは、言いかえれば節度あるクオリティの中で、より高い費用対効果を上げるべく、決意を持って臨んでいるものというふうに考えられますことから、その意を十分に汲みながら、見守っていくことが肝要と考えます。よって、住民主体の政策の一環であるということから、より利便性の高い施設を速やかに設置することが望まれます。

さらに、資金計画画面について述べます。

新公民館建設事業費総額は、公民館本体及び学童クラブ建設工事費を初め、敷地造成工事、あるいは既存の公民館及び旧保育所解体工事、さらには駐車場等の整備費等を含めると、現時点で約13億円というふうに聞いております。

計画当初の時点では、国庫からの補助金等は見込めないということでしたが、その後に幸いにも公共施設最適化事業債制度が創設されたということによりまして、本体工事の90%が起債対象となり、うち50%が交付税措置を受けられることになったということでございます。これにより約5億1,000万円が交付税措置されることとなります。

しかしながら、公共施設最適化事業債制度は期間限定であるというふうに聞いております。当局からは、平成29年度時点で建設工事が開催されていないと、本制度の恩恵に浴すことができないということですから、ここで当該建設工事を躊躇することはできないというふうに考えます。

また、平成27年度決算では、約6億1,000万円の町公共施設整備基金が計上されており、平成30年度時点では、8億円規模の基金計上も可能ではないかというふうに考えますと、町からの持ち出し分約8億円の充当が可能であるというふうに考えれば、速やかに事業を推進していくべきだというふうに考えるわけです。

よって、耐力度調査の結果や議会を初め、各種会議等の経過措置、あるいは住民の皆様の意見結果等、また政策上の意義からしても、当該事業は速やかに進めていくべきでありますし、期間限定の約5億1,000万円の交付税措置と町公共施設整備基金の創設意義からして、速やかに事業推進を図るべく、議案第3号について賛成するものであります。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） ほかに討論はありませんか。

9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 9番、大岩でございます。

議案第3号の平成28年度長柄町一般会計補正予算を反対の立場から、討論するものでございます。

先ほど来質問の中で、私は有効面積、そして土地の価値観、資産価値の面からも、工事費だけで坪12万円かかるんですよ。さっき税務課長のほうから土地の評価を聞きますと、坪2万円ですよ。一般企業ではあり得ないような事業ですよ。もちろん社会教育、あるいはいろいろな文化面からも、公民館は必要なことは認識しております。それは町民にも理解できます。しかし、果たしてあの1,100坪の土地に坪12万円をかけて、それだけの価値があるかどうかです。

私は場所をもう少し選定、時間を置いて、そして何よりも大事なものは、住民との公民館建設に対する住民説明会、これをぜひやってから、それでも私は十分遅くないような気がいたします。

それで、私は9月2日の榎本設計さんの答弁の中で、私は新しい公共施設は屋根に太陽光を建設したらどうだというふうなことを提案しましたところ、榎本設計の社長さんから、25キロワットで3,000万円の建設費がかかるんだよと、償却するには62年もかかるんだというふうな答弁を受けました。私は、どこからこのような問題が出てきたのかです。

実際問題、私は昨日、ある東京の太陽光建設の太陽光を建設する会社から見積もりをいただきました。77キロワットで1,700万円ですよ。私が実際工事やったのは50キロで1,400万円、低圧で引いても路地ですけれども、1,500万円ですよ。榎本設計さんは25キロで3,000万円もかかると言ったんですよ。ですから、私はその根拠を示してくれて執行部のほうに言いましたけれども、私はとんでもない数字だと思います。

この資料をぜひ私は出していただいて、また検討してみたいと思いますけれども、このような観点から、私は榎本設計そのものが信用できないような状況で私があります。そういう面から、この建設工事費も埋め立ても1億幾らもかかりますけれども、ぜひあの土地が価値のある土地だったら私はいいんですよ。しかし、評価額が2万円程度しかいかない土地に工事費を1億円、住民の理解は私は得られないというふうに考えております。

ぜひそういう面から、私はこの公民館建設は順延していただいて、もう一度再考していただきたい。そして、またぜひ住民との対話集会をやりながら、この建設事業を進めていただきたいという立場から、反対といたします。

○議長（月岡清孝君） ほかに討論はありませんか。

10番、神崎好功君。

○10番（神崎好功君） 賛成の立場から申し上げます。

私は、一番長くて30年やっておりますけれども、こういう機会は初めてでありますし、長

生郡内でもこういう機会はなかったと思います。

もうちょっと大きな観点から申し上げたいと思いますけれども、まだ清田町長が当選されて、一番いい町をつくるんだという中で、町民が一番集う場所は公民館でありましょう。さっき星野議員と山根議員が言ったように、今までの経過、経緯を申し上げながら、お金が高いとかどうかというのはありますけれども、場所がいけないからだめなんだよという考えもあるようでありまして、この機会を逃せばもうできないということは言われると思います。

ですから、我々議員も町民のために働くのが議員でありますし、将来を考えるのなら、ここでやるしかありません。この辺をよく考えて、採決をしていただきたいというふうに思います。

○議長（月岡清孝君） ほかに討論はありませんか。

1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） 私からは、一般質問どおりにならって反対をいたします。

先ほどから、財形推計の見通しがつかない予算の甘さ、大変残念でなりません。町の財源を集める歳入の税収の計画と企画と、そして財源を出資する推計をきちんとした考え方で補うのが組織です。

私は、常に行政評価、そして公設施設評価、または公設施設評価のあり方について、検討してまいりました。本来であればトップとする町長、職員、議員一丸となって、改革、改善に努め、取り組まなければいけないというふうに自負しております。

そして、住民のためには住民の福祉の増進を努めなくてはならないと、そして最小限で最大限の効果を上げるようにしなければいけないと、私は三十数年行政にいて、よき先輩の方々からこのように教えを受けてまいりました。

このことを受けて、先ほども一般質問で言いましたように未来を築く子供たち、学校施設も大事、生涯施設も大事、でも高齢者福祉も施設も大事、優先順位を決めなくてはならないとお話ししました。ですが、この長柄町に住んでよかったという将来の子供や孫たちに誇りを持てるような、住民にとってよい町づくりをつくっていくのが今即決めることはないと思っております。

よって、私は一般質問同様、反対をいたして終わりにいたします。

○議長（月岡清孝君） ほかに討論ございますか。

8番、関民之輔君。

○8番（関 民之輔君） 公民館建設は10年前からの悲願でございます。やっとここへ来て、公民館をつくろうという気分になったところでございます。この機会を残したら、もう公民館はできません。私は早期に建設をしていただきたいということで、賛成討論にかえます。

○議長（月岡清孝君） ほかにございますか。

4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） 第8の議案第3号 平成28年度長柄町一般会計補正予算（第2号）、これにつきまして、今皆さん賛成、反対の討論ですけれども、私としましては、基本的には反対でございます。

ただし、公民館建設については大賛成なんです。ただ、一つ言えることは、まず現状の建設しようとしている場所、これは非常に私は疑問視するところなんです。

なぜかといいますと、今の公民館の建物、先ほどからいろいろお話ございます。私も実際問題、現地見てきました。見てきて、先ほどから地下の地盤のほうにお水が流れたり、この水がどこにいつているかわからんとか、そういう話も実際問題聞いてきました。

なおかつあの場所に、今おっしゃっている造成工事1億2,000万円かけてやって、果たしていいものかどうかと、その場所じゃなくても、ほかでもそういう適当な場所があるんじゃないかというふうに考えます。

例えば、例を言いますと、旧昭栄中の跡、これも地盤調査云々という話はあるかもしれませんが、ああいう今町の保有している場所があるんですから、その辺も検討したとはおっしゃっていますけれども、十分もう一度精査してやっていただいて、先ほどから言っています公共施設最適化事業等云々というものが29年度、平成30年3月31日までであるわけですよ。あと2年はないんですけれども、その間にそういう方向に持って行って、お金等の絡みも出てきますけれども、今早急にここで結論を出して、そこでもまだ私は遅くないと思うんですよ。その辺を私は強く要望しまして、反対討論とします。

ありがとうございました。

○議長（月岡清孝君） これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第3号 平成28年度長柄町一般会計補正予算（第2号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手少数。

したがって、議案第3号は否決されました。

議案第4号 平成28年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり
に可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

したがって、議案第4号は原案のとおりに可決されました。

議案第5号 平成28年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第2号）を原案のとおりに可
決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

したがって、議案第5号は原案のとおりに可決されました。

ここで暫時休憩いたします。再開はしばらく時間を置かせてください。

休憩 午後 4時30分

再開 午後 4時38分

○議長（月岡清孝君） 会議を再開いたします。

◎延会の宣告

○議長（月岡清孝君） ここで皆様にお諮りいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会です。ご苦労さまでした。

散会 午後 4時39分

平成28年長柄町議会第3回定例会会議録

議事日程(第2号)

平成28年9月16日(金曜日)午前10時開議

- 日程第 1 諸般の報告(議長の報告)
- 日程第 2 議案第 6号 平成27年度決算認定について
報告第 1号 平成27年度長柄町健全化判断比率について
報告第 2号 平成27年度長柄町農業集落排水事業特別会計資金不足比率について
報告第 3号 平成27年度長柄町浄化槽事業特別会計資金不足比率について
- 日程第 3 同意第 1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 4 長柄町選挙管理委員会委員の選挙
長柄町選挙管理委員会委員補充員の選挙

出席議員(12名)

1番	川嶋朗敬君	2番	鶴岡喜豊君
3番	池沢俊雄君	4番	三枝新一君
5番	本吉敏子君	6番	山根義弘君
7番	古坂勇人君	8番	関民之輔君
9番	大岩芳治君	10番	神崎好功君
11番	星野一成君	12番	月岡清孝君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	清田勝利君	副町長	鈴木誠一君
総務課長	蒔田功君	企画財政課長	白井浩君
税務住民課長	石井正信君	健康福祉課長	小林敬二君
建設環境課長	内藤文雄君	産業振興課長	若菜聖史君

会計管理者	大塚 真由美 君	教 育 長	佐 川 和 弘 君
学校教育課長 兼 給食センター長	石 井 一 好 君	生涯学習課長 兼 公民館長	松 本 昌 久 君
選挙管理 委員会 書記 会長	蒔 田 功 君	農業委員会 農事 事務局 会長	若 菜 聖 史 君
監 査 委 員	風 戸 不 二 夫 君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	森 田 孝 一	議 会 書 記	安 部 吉 輝
--------	---------	---------	---------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（月岡清孝君） 皆さん、おはようございます。

本日は、お忙しい中お集まりいただき、ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は12名全員であります。地方自治法第113条の規定により定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（月岡清孝君） 日程第1、諸般の報告を行います。

議長から報告いたします。

本日の議事日程については、印刷してお配りしてあるとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第6号、報告第1号～報告第3号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（月岡清孝君） 日程第2、議案第6号 平成27年度決算認定について、報告第1号 平成27年度長柄町健全化判断比率について、報告第2号 平成27年度長柄町農業集落排水事業特別会計資金不足比率について、報告第3号 平成27年度長柄町浄化槽事業特別会計資金不足比率について、いずれも平成27年度決算関係でありますので、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第6号 平成27年度長柄町一般会計及び各特別会計の決算につき認定を賜りたく、その内容について説明を申し上げます。

平成27年度の各会計につきましては、本年5月末日をもって出納閉鎖いたしました。その

決算関係書類は、去る8月1日、地方自治法第233条第1項の規定に基づき、会計管理者から提出されました。

よって、同条第2項の定めるところにより、8月24日、25日、26日の3日間にわたり、町監査委員に審査をお願いいたしました。その結果、別冊のとおり決算意見書が提出されておりますので、同条第3項に基づきこれを添付し、本議会の認定に付するものであります。

その概要を申し上げますと、まず一般会計決算額におきましては歳入総額36億6,951万130円、歳出総額35億836万8,960円で、歳入歳出の差引残額は1億6,114万1,170円であります。

次に、国民健康保険特別会計につきましては、歳入決算額13億356万8,289円、歳出決算額11億7,629万2,608円であります。歳入歳出差引残額は1億2,727万5,681円であります。

次に、農業集落排水事業特別会計につきましては、歳入決算額5,464万3,815円、歳出決算額5,456万5,808円であります。歳入歳出差引残額は7万8,007円であります。

次に、介護保険特別会計につきましては、歳入決算額7億2,889万7,529円、歳出決算額6億5,033万1,641円あります。歳入歳出の差引残額につきましては、7,856万5,888円あります。

次に、浄化槽事業特別会計につきましては、歳入決算額5,518万7,345円、歳出決算額5,508万1,404円あります。歳入歳出差引残額は10万5,941円あります。

最後に、後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入決算額6,533万8,676円、歳出決算額6,457万4,399円あります。歳入歳出の残額につきましては76万4,277円あります。

本町における各会計の決算の総額は、歳入で58億7,714万5,784円、歳出で55億921万4,820円となります。歳入歳出差引残額は3億6,793万964円あります。

なお、各会計の歳計剰余金は、全額を平成28年度へ繰り越すものであります。

以上で平成27年度各会計の決算についてご報告を申し上げましたが、詳細につきましては企画財政課長に説明させますので、よろしくご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

続いて報告させていただきます。

報告第1号 平成27年度長柄町健全化判断比率について、報告第2号 平成27年度長柄町農業集落排水事業特別会計資金不足比率について、報告第3号 平成27年度長柄町浄化槽事業特別会計資金不足比率についてご報告を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律では、地方公共団体の財政の健全性の基準、早期健全化基準及び財政再生基準並びに経営健全化基準を設け、各基準を超えると地方公共団

体は各計画を策定し、行財政上の措置を講ずることにより財政健全化を図ることになります。

また、この基準の比率のうち健全化判断比率については4つの指標で表されますが、本町はいずれも国の定める基準以下でありました。その内容は、地方債の元利償還金の減少、基金の増加などにより、平成26年度よりも改善したものになっております。

なお、資金不足比率については、農業集落排水事業特別会計及び浄化槽事業特別会計の両会計の資金不足はございませんでした。

以上、同法第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見書を付して報告するものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 補足説明を求めます。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） それでは、私のほうからは議案第6号 平成27年度各会計決算につきまして補足説明を申し上げます。

歳入は収入済額を、歳出は支出済額を説明させていただきます。

それでは、お手元の決算書の6ページをお開き願います。

一般会計歳入決算です。

1 款町税の合計11億7,389万9,344円、1 項町民税3億8,507万8,823円、2 項固定資産税7億2,389万8,752円、3 項軽自動車税2,051万8,907円、4 項町たばこ税4,440万2,862円、5 項入湯税ゼロ円。

2 款地方譲与税の合計6,122万8,000円、1 項地方揮発油譲与税1,859万8,000円、2 項自動車重量譲与税4,263万円。

3 款利子割交付金、1 項利子割交付金132万6,000円。

4 款配当割交付金、1 項配当割交付金484万4,000円。

5 款株式等譲渡所得割交付金、1 項株式等譲渡所得割交付金507万円。

6 款地方消費税交付金、1 項地方消費税交付金1億4,723万7,000円。

7 款ゴルフ場利用税交付金、1 項ゴルフ場利用税交付金5,410万860円。

8 款自動車取得税交付金、1 項自動車取得税交付金1,629万5,000円。

9 款地方特例交付金、1 項地方特例交付金114万円。

10 款地方交付税、1 項地方交付税10億2,325万7,000円。ここに内訳といたしましては、普通交付税9億1,542万円、特別交付税1億783万5,000円、震災復興特別交付税2,000円です。

11 款交通安全対策特別交付金、1 項交通安全対策特別交付金205万4,000円。

12款分担金及び負担金の合計2,475万5,990円、1項負担金2,475万5,990円、2項分担金ゼロ円。

13款使用料及び手数料の計6,679万3,913円、1項使用料6,133万6,333円、2項手数料545万7,580円。

14款国庫支出金の計2億3,272万7,505円、1項国庫負担金1億2,547万1,637円、2項国庫補助金1億446万8,263円、3項委託金278万7,605円。

15款県支出金の計2億5,196万3,623円、1項県負担金8,906万6,753円、2項県補助金1億4,643万3,416円、3項委託金1,646万3,454円。

16款財産収入の計1,330万8,370円、1項財産運用収入1,247万1,970円、2項財産売払収入83万6,400円。

17款寄附金、1項寄附金81万3,212円。

18款繰入金の計2億2,311万6,235円、1項基金繰入金2億1,973万5,000円、2項特別会計繰入金338万1,235円。

19款繰越金、1項繰越金1億6,817万1,261円。

20款諸収入の計8,590万8,817円、1項延滞金加算金及び過料200万3,217円、2項町預金利子8万2,808円、3項雑入8,382万2,792円。

21款町債、1項町債1億1,150万円。

以上、歳入合計予算現額37億3,116万2,000円、調定額37億5,206万5,256円、収入済額36億6,951万130円、不納欠損額1,925万9,220円、収入未済額6,329万5,906円でございます。

続きまして、8ページをお開き願います。

一般会計歳出決算について説明いたします。

1款議会費、1項議会費7,839万8,426円。

2款総務費計6億7,180万4,061円、1項総務管理費5億3,138万8,739円、2項徴税費9,550万2,841円、3項戸籍基本台帳費3,558万1,944円、4項選挙費645万6,306円、5項統計調査費236万2,935円、6項監査委員費51万1,296円。

3款民生費計8億31万4,870円、1項社会福祉費5億5,233万6,200円、2項児童福祉費2億4,797万8,670円、3項災害救助費ゼロ円。

4款衛生費、1項保健衛生費3億4,456万7,574円。

5款農林水産業費計1億2,980万6,251円、1項農業費1億2,931万9,251円、2項林業費48万7,000円。

6 款商工費、1 項商工費3,596万9,462円。

7 款土木費計 4 億3,762万3,617円、1 項土木管理費 2 億2,726万4,895円、2 項道路橋梁費 1 億9,416万4,374円、3 項河川費627万5,340円、4 項住宅費991万9,008円。

8 款消防費、1 項消防費 1 億4,254万3,000円。

9 款教育費計 2 億9,076万519円、1 項教育総務費4,523万4,475円、2 項小学校費6,609万2,279円、3 項中学校4,624万9,564円、4 項社会教育費4,569万2,711円、5 項保健体育費 8,749万1,490円。

10 款災害復旧費計 3 万8,000円、1 項農林水産施設災害復旧費ゼロ円、2 項公共土木施設災害復旧費 3 万8,000円。

11 款公債費、1 項公債費 3 億1,994万1,410円。

12 款諸支出金計 2 億5,660万1,770円、1 項普通財産取得費ゼロ円、2 項基金費 2 億5,660万1,770円。

13 款 1 項予備費ゼロ円。

歳出の合計では、予算現額37億3,116万2,000円、支出済額35億836万8,960円、翌年度繰越額は 1 億5,460万円で、その内訳は 2 款総務費、1 項総務管理費において梅乃木荘耐震改修設計業務、地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業費、社会保障・税番号制度事業費、地方創生交付金事業で 1 億370万9,000円、3 款民生費、1 項社会福祉費において年金生活者等支援臨時福祉給付金事業として3,098万円、7 款土木費、2 項道路橋梁費では（仮称）茂原長柄スマートインターチェンジ設置事業として1,352万7,000円、9 款教育費、4 項社会教育費においては公民館土質調査及び基本設計業務として638万4,000円の繰り越しです。

不用額は6,819万3,040円、歳入歳出差引額は 1 億6,114万1,170円で、全額を平成28年度へ繰り越しいたしました。

続きまして、14ページをお願いいたします。

平成27年度国民健康保険特別会計歳入決算でございます。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税 2 億4,692万6,479円。

2 款一部負担金、1 項一部負担金ゼロ円。

3 款使用料及び手数料、1 項手数料 6 万5,100円。

4 款国庫支出金 2 億1,621万8,264円、1 項国庫負担金 1 億7,069万7,264円、2 項国庫補助金4,552万1,000円。

5 款療養給付費等交付金、1 項療養給付費等交付金3,900万5,000円。

6 款前期高齢者交付金、1 項前期高齢者交付金 2 億8,217万6,421円。

7 款県支出金5,838万6,411円、1 項県負担金656万3,411円、2 項県補助金5,182万3,000円。

8 款共同事業交付金、1 項共同事業交付金 2 億4,036万2,700円。

9 款財産収入、1 項財産運用収入5,112円。

10 款繰入金9,368万1,748円、1 項他会計繰入金9,368万1,748円、2 項基金繰入金ゼロ円。

11 款繰越金、1 項繰越金 1 億2,324万860円。

12 款諸収入350万194円、1 項延滞金加算金及び過料173万2,817円、2 項預金利子1,000円、3 項雑入176万6,377円。

歳入合計では、予算現額12億1,130万6,000円、調定額13億5,037万7,256円、収入済額13億356万8,289円、不納欠損額906万8,401円、収入未済額3,774万566円でございます。

続きまして、15ページをお願いいたします。

歳出の決算です。

1 款総務費2,366万5,424円、1 項総務管理費2,190万1,269円、2 項徴税费164万8,306円、3 項運営協議会費11万5,849円。

2 款保険給付費 6 億7,391万6,131円、1 項療養諸費 5 億9,730万7,927円、2 項高額療養費7,219万8,204円、3 項移送費ゼロ円、4 項出産育児諸費336万円、5 項葬祭諸費105万円。

3 款後期高齢者支援金、1 項後期高齢者支援金 1 億2,960万1,636円。

4 款前期高齢者納付金、1 項前期高齢者納付金 8 万6,706円。

5 款老人保健拠出金、1 項老人保健拠出金5,021円。

6 款介護納付金、1 項介護納付金5,704万9,800円。

7 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金 2 億3,793万1,574円。

8 款保健事業費2,049万2,307円、1 項特定健康診査事業費1,705万748円、2 項保健事業費344万1,559円。

9 款基金積立金、1 項基金積立金2,049万6,112円。

10 款諸支出金1,304万7,897円、1 項償還金及び還付加算金1,304万7,897円、2 項延滞金ゼロ円。

11 款予備費ゼロ円。

歳出の合計では、予算現額12億1,130万6,000円、支出済額11億7,629万2,608円、翌年度繰越額ゼロ円、不用額3,501万3,392円でありました。

歳入歳出差引額は 1 億2,727万5,681円で、全額を平成28年度へ繰り越しいたしました。

続きまして、20ページをお開きいただきます。

農業集落排水事業特別会計歳入決算です。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金30万円。

2 款使用料及び手数料1,159万6,205円、1 項使用料1,152万205円。2 項手数料7万6,000円。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金4,260万円。

4 款繰越金、1 項繰越金14万4,186円。

5 款諸収入3,424円、1 項預金利子1,000円、2 項雑入2,424円、3 項ゼロ円。

歳入合計では、予算現額5,538万8,000円、調定額5,540万9,874円、収入済額5,464万3,815円、不納欠損額ゼロ円、収入未済額76万6,059円でした。

続きまして、21ページをお願いいたします。

歳出の決算です。

1 款事業費、1 項管理費1,836万6,428円。

2 款公債費、1 項公債費3,619万9,380円。

3 款予備費、1 項予備費ゼロ円。

歳出の合計では、予算現額5,538万8,000円、支出済額5,456万5,808円、翌年度繰越額ゼロ円、不用額82万2,192円。歳入歳出差引残額は7万8,007円で、全額を平成28年度へ繰り越しました。

続きまして、26ページをお開きいただきたいと思います。

介護保険特別会計歳入決算です。

1 款保険料、1 項介護保険料1億5,310万5,950円。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料2,800円。

3 款国庫支出金1億4,632万3,885円、1 項国庫負担金1億1,380万8,998円、2 項国庫補助金3,251万4,887円。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金1億6,570万3,000円。

5 款県支出金9,214万9,443円、1 項県負担金9,137万5,000円、2 項財政安定化基金支出金ゼロ円、3 項県補助金77万4,443円。

6 款財産収入、1 項財産運用収入5,243円。

7 款繰入金1億1,079万5,755円、1 項一般会計繰入金1億1,079万5,755円、2 項基金繰入金ゼロ円。

8 款繰越金、1 項繰越金6,007万2,702円。

9 款諸収入73万8,751円、1 項延滞金加算金及び過料 2 万2,900円、2 項預金利子1,000円、3 項貸付金元利収入ゼロ円、4 項雑入71万4,851円。

10 款町債ゼロ円。

歳入の合計では、予算現額 6 億7,973万円、調定額 7 億3,472万3,629円、収入済額 7 億2,889万7,529円、不納欠損額157万2,750円、収入未済額425万3,350円でございます。

続きまして、27ページをご覧ください。

歳出の決算です。

1 款総務費、1 項総務管理費3,100万171円。

2 款保険給付費 5 億9,351万9,855円、1 項介護サービス諸費 5 億7,942万3,365円、2 項高額サービス費1,409万6,490円。

3 款地域支援事業費489万7,321円、1 項介護予防事業費315万88円、2 項包括的支援事業・任意事業費174万7,233円。

4 款基金積立金377万5,243円。

5 款諸支出金1,713万9,051円、1 項償還金及び還付加算金1,375万7,816円、2 項繰出金338万1,235円。

6 款予備費ゼロ円。

歳出の合計では、予算現額 6 億7,973万円、支出済額 6 億5,033万1,641円、翌年度繰越額ゼロ円、不用額2,939万8,359円となっております。歳入歳出差引額は7,856万5,888円で、全額平成28年度へ繰り越しいたしました。

続きまして、32ページをお開きいただきたいと思います。

浄化槽事業特別会計歳入決算です。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金114万円。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料1,792万8,410円。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金437万円。

4 款県支出金、1 項県補助金89万円。

5 款繰入金、1 項一般会計繰入金2,470万円。

6 款繰越金、1 項繰越金10万5,392円。

7 款諸収入 5 万3,543円、1 項預金利子1,000円、2 項雑入 5 万2,543円、3 項延滞金加算金及び過料ゼロ円。

8 款町債、1 項町債600万円。

歳入の合計では、予算現額5,721万5,000円、調定額5,533万3,767円、収入済額5,518万7,345円、不納欠損額ゼロ円、収入未済額14万6,422円です。

続きまして、33ページをご覧いただきたいと思います。

歳出の決算です。

1 款事業費4,062万2,026円、1 項管理費2,783万4,534円、2 項工事費1,278万7,492円。

2 款公債費、1 項公債費1,445万9,378円。

3 款予備費ゼロ円。

歳出合計では、予算現額5,721万5,000円、支出済額5,508万1,404円、翌年度繰越額はゼロ円、不用額213万3,596円となっております。歳入歳出差引残額は10万5,941円で、全額を平成28年度へ繰り越いたしました。

続きまして、38ページをお開きください。

後期高齢者医療特別会計歳入決算です。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項後期高齢者医療保険料4,323万8,200円。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料2,900円。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金2,141万3,399円。

4 款繰越金、1 項繰越金56万2,877円。

5 款諸収入12万1,300円、1 項延滞金加算金及び過料ゼロ円、2 項償還金及び還付加算金6万4,500円、3 項預金利子1,000円、4 項雑入5万5,800円。

歳入合計では、予算現額6,509万9,000円、調定額6,526万1,876円、収入済額6,533万8,676円、不納欠損額600円、収入未済額三角の7万7,400円となりました。

続きまして、39ページをお願いいたします。

歳出決算でございます。

1 款総務費133万859円、1 項総務管理費89万1,083円、2 項徴収費43万9,776円。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金6,317万8,840円。

3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金6万4,700円、2 項繰出金ゼロ円。

4 款予備費ゼロ円。

歳出の合計では、予算現額6,509万9,000円、支出済額6,457万4,399円、翌年度繰越額ゼロ円、不用額52万4,601円となっております。歳入歳出の差引残額は76万4,277円で、全額を平成28年度へ繰り越いたしました。

以上で各会計決算の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君）　ここで監査委員から監査報告があります。

監査委員、風戸不二夫君をお願いいたします。

○監査委員（風戸不二夫君）　監査委員の風戸でございます。

それでは、平成27年度歳入歳出決算の監査報告を申し上げます。

地方自治法第233条の規定により、平成27年度長柄町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに関係書類を8月24日、25日、26日の3日間にわたり、山根委員と監査を実施いたしました。

審査は、平成27年度長柄町一般会計、国民健康保険特別会計、農業集落排水事業特別会計、介護保険特別会計、浄化槽事業特別会計、後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算及び財産に関する調書並びに関係帳簿書類をもって実施をいたしました。

次に、審査の主眼ですが、1、一般会計及び特別会計の決算においては、計数が正確であるか。2、予算は議決の本旨にのっとり有効性、経済性、また、効率性の観点から適正に執行されているか。3、補助金は適正に交付され、公正かつ効率的に使用されているか。4、行政事務は関係諸法令にのっとり執行されているか。これらの諸点に留意し、併せて関係諸帳簿、証書類を照合精査するとともに、事務担当部局の説明を聴取し、さらに例月出納検査及び定期監査の結果を参考とし、審査を実施いたしました。

審査の結果ですが、各会計の予算額、収入済額、支出済額、歳入簿、現金受払簿により出納証書類と照査の結果、決算は計数的に誤りがなく、出納処理の内容も正当なものであると認められました。

また、歳入歳出全般についての予算執行も適正に処理され、その執行実績についても目的に沿い、住民福祉の向上が図られていることが推察されました。

財産に関する調書につきましては、公有財産、物品、出資による権利及び基金について、おのおの調書の計数と財産台帳、備品台帳、預金通帳と照合した結果、計数はいずれも正確であると認められました。

なお、主な審査意見といたしましては、財政面での厳しい状況を踏まえ、事務事業を実施するに当たっては、さらなる計画的な財政運営が図られるよう、また、歳計現金及び基金については安全かつ有利に管理されているが、引き続き管理には万全を期するよう努められたいとの審査意見といたしました。

決算規模は前年度と比較すると、歳入歳出とも決算額は減となっております。

昨今の経済状況を鑑みると、地方財政の維持向上は困難を極めるとは思いますが、町税の収納率については、税の公平性を確保し、安定的な財政運営を維持するため、積極的な担税力、どれだけ個々が税金を負担できるかと、させられるかという調査や、滞納処分等によりさらなる収納率向上に努められるよう意見し、また、財政運用に関しては無駄のない支出、効果的な施策及び費用対効果の向上に努められるよう意見いたしました。

毎年ローリング方式により実施している実施計画の見直しも近いことから、これらを機会に行財政運営の指針をいま一度見直していただければ、より一層健全な財政状況になると思います。

なお、詳細につきましては、お手元に配付してございます決算意見書をご覧くださいと存じます。

次に、財政健全化法に基づく健全化判断比率の審査につきましては、一般会計の実質赤字比率及び一般会計と各特別会計と合わせた連結実質赤字比率は、各会計の実質収支に赤字が生じていないため、昨年度と同様に該当はございません。

実質公債費比率につきましては、一部事務組合の地方債の償還に充てた負担金である準元利金償還の減少に伴い、前年度に比べ1.1%減の6.4%となりました。

また、将来負担比率につきましては、基金の積み立てにより、将来負担額への充当可能基金が増加したことから20.2%減の3.0%となり、いずれの数値も前年度より向上すると同時に、早期健全化基準より低い数値となっていることから、本町においては健全な財政運営がなされていると認められました。

今後も、引き続き健全な財政運営をお願いし、決算監査報告といたします。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 監査委員による監査報告は終わりました。ご苦労さまでした。

議案第6号 平成27年度決算認定について、総括質疑をお受けします。

なお、総括質疑でございますので、款項の項目についての質問とし、詳細にわたりますは、この後お諮りいたしますが、総務事業及び住民教育常任委員会において審査をいたしますので、その際に質問されますようお願いいたします。

それでは、質疑を受けます。

9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 9番、大岩でございます。

ただいま監査委員のほうから、町税についてお伺いをいたしますけれども、この不納欠損額ですね。これについて少々お伺いいたしますけれども、昨年は監査委員より収納力を高められるよう努力をされたいというような文言がございました。

ここに不納欠損額は1,900万円ぐらいありますね。この徴収方法はどのような徴収方法をとって、この不納欠損になったのか。5年で時効で不納欠損になったのか、あるいはほかの方法をとったのかですね。そのところをお伺いしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

税務住民課長、石井正信君。

○税務住民課長（石井正信君） 不納欠損できるというものにつきましては、地方税法で決められております。

例えば、滞納処分の執行停止の要件といたしましては、滞納処分をすることができる財産がないとき、滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき、その他所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるときということでございます。具体的には、前年度に所得がありましたけれども、病気等の理由で課税年度にかかわる所得がなくて生活困窮に陥っているケースだとか、中小企業等が倒産しまして、差し押さえ可能な財産がない場合等々でございます。そのような形で法に基づいた滞納処分をしておる次第でございます。

○議長（月岡清孝君） 9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 例えば、滞納したまま住所を移転した場合、そのような問題も多々あると思うんですけれども、この時効の停止の対策等をとっての徴収方法をとったことはありますか。

○議長（月岡清孝君） 石井課長、答弁願います。

○税務住民課長（石井正信君） 住所移転した場合などにつきましては、その転居先の住所まで追って徴収するというようなことで実施しております。

○議長（月岡清孝君） 大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） そうじゃなくて、時効の停止要件である内容証明とか配達証明とか等をとって時効の停止処分を、停止をしたことがありますかと。

○議長（月岡清孝君） 石井課長。

○税務住民課長（石井正信君） 督促状等を送っておりますので、その督促状を送ったということで時効の停止にはならないということになります。

○9番（大岩芳治君） 9番大岩です。

何かかみ合わないんですけれども、督促状を送っただけでは時効の停止要件にならないんですよ。ですから、私が言ったように内容証明あるいは配達証明、内容証明が一番いいと思うんですけれども、そのような方法をとって、5年間という時効じゃなくて時効を延ばすというような方法を取りながらの徴収をしたことがありますかということを知っているんです。

督促状だけでは、手元に届いたかどうかというのは確認できないんですよ。ですからそういう方法を、さっき監査委員のほうから収納力を高める努力をしなければ、したほうがいいという提案がありましたので、そういう方法をとっているんじゃないかなと思って聞いたので、今までそういう方法があったのかどうかをお伺いしたいんです。時効の停止をするような、徴収方法や手続をしたのかどうかですよ。

○議長（月岡清孝君） 税務住民課長。

○税務住民課長（石井正信君） 内容証明つきのもを送っているというようなことはないと思いますけれども、その辺は時効の停止ということでは実施しておりますので、その辺再度確認させていただけないでしょうか。督促状を送っただけでは時効の停止にならないというようなことをごさいますけれども、その辺再度確認させていただきたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 今、課長のほうから、時効の停止をしたようなことがあるというような話を聞いたんですけれども、さっき課長の答弁で督促状を送っただけでは時効の停止にはならないという認識をしているわけですよ。そういうふうな答弁を今伺ったように思うんですけれどもね。ということは、実施したということにはならないんじゃないですか。そういうふうに自覚してあれば。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

石井課長。

○税務住民課長（石井正信君） 督促状を送るということで時効の停止になるというふうに私は認識していたんですけれども、大岩議員さんのほうからそれは違うよというようなことをごさいましたので、その点を再度確認させていただければなというようなことでお願いしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 9番大岩です。

これ以上言ってもやむを得ないのですけれども、やはり税は公平じゃなくちゃいけないということで、監査委員からも多々指摘がありますので、取れないものはこれはやむを得ないのですけれども、もしあればやはり差し押さえ、あるいはそれを公売にするとかですね。あるいは、住所を移転した場合は時効の停止等をするような、そういう努力が収納力を高めるような一つの行為じゃないかと思しますので、そういう方法をぜひこれからはとっていただいて、収納力を高めていただきたいなというふうに考えます。

○議長（月岡清孝君） 石井課長。

○税務住民課長（石井正信君） 差し押さえ等を実施しております。担当職員は一生懸命やっておりますけれども、当然差し押さえということであれば時効停止になると思っておりますけれども、また、平成30年度に向けてコンビニ収納とかそういうものも考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

○9番（大岩芳治君） 了解。

○議長（月岡清孝君） そのほかございますでしょうか。

3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 私のほうからは浄化槽事業特別会計の絡みで質問させていただきます。

たしか先月だと思っておりますけれども、千葉県浄化槽検査協会が法定検査を怠っていたというのが新聞紙上を賑わしておりましたけれども、この長柄町の浄化槽事業特別会計の対象、浄化槽の中で、27年度でもよろしいのですけれども、何基該当があったのか。法定検査協会ですべて長柄町の分は法定検査が終わっていたのかどうか。その辺をお聞きいたしたいと思っております。

それと、もし県のほうの浄化槽協会に委託しているのであれば、その費用が1基幾ら支払っているのか。その辺をお聞きしたいと思っております。

○議長（月岡清孝君） 建設環境課長、内藤文雄君。

○建設環境課長（内藤文雄君） 議員さんおっしゃられるとおり、検査センターのほうで不祥事があったということで新聞報道されたところでございますが、議員さんの今質問の基数と金額についてはちょっと今手元に資料がございませんので、また委員会のほうで回答したいと思います。実際にはやらなかった検査が長柄町にも対象があるかということで、調査、問い合わせしたところ、長柄町にはそういう物件はなかったということで報告を受けております。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 了解しました。

○議長（月岡清孝君） そのほかございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（月岡清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

本決算認定については、それぞれ所管の常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号はそれぞれ所管の常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎同意第1号の上程、説明、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第3、同意第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 同意第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由を申し上げます。

本案は、現在、教育委員としてご活躍いただいております加藤士郎氏が10月25日をもって任期満了となりますが、加藤氏を再度任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

加藤氏は鶉谷にお住まいで、千葉経済短期大学商経科をご卒業後、市原市立白鳥小学校に教員として勤務され、平成13年4月、夷隅町立千町小学校長、平成16年4月、長南町立東小学校長を歴任後、平成21年3月に長柄町立長柄小学校長を最後にご勇退され、現在は地域の活動に積極的に活躍されております。

さらに、同氏は温厚で誠実な人柄であり、人格、識見ともにすぐれており、また本町の教育全般に精通されており、教育委員として適任でありますので、ここに議員の皆様のご同意をお願いするものであります。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

ご異議がございませんので、採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

同意第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（月岡清孝君） 起立多数。

したがって、同意第1号は原案のとおり同意することと決定いたしました。

◎長柄町選挙管理委員会委員の選挙及び長柄町選挙管理委員会委員補充員の選挙

○議長（月岡清孝君） 日程第4、長柄町選挙管理委員会委員の選挙及び長柄町選挙管理委員会委員補充員の選挙を行います。

この選挙につきましては、平成28年6月30日付で町選挙管理委員会より議長宛ての文書にて通知がありました。現在の委員及び委員補充員の任期は、平成28年9月27日であります。

そこで、地方自治法第182条の規定により選挙を行います。

初めに、長柄町選挙管理委員会委員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することにいたしました。

このまましばらく休憩します。

〔候補者名簿配付〕

○議長（月岡清孝君） 会議を再開いたします。

長柄町選挙管理委員会委員に黒須和彦君、金坂高二君、関文男君、宮田榮子君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を長柄町選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました黒須和彦君、金坂高二君、関文男君、宮田榮子君、以上の方が長柄町選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、長柄町選挙管理委員会委員補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

このまましばらく休憩いたします。

〔候補者名簿配付〕

○議長（月岡清孝君） 会議を再開します。

長柄町選挙管理委員会委員補充員に石渡幸夫君、平川雅司君、鶴岡春美君、河野充夫君、
以上の方を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を長柄町選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めること
にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました石渡幸夫君、平川雅司君、鶴岡春美君、河野充夫君、
以上の方が選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

次に、補欠の順序についてお諮りいたします。

補欠の順序は、ただいま議長が指名しました順位にしたいと思いますが、ご異議ございま
せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

したがって、補欠の順序は、ただいま議長が指名した順位のとおりとすることに決定しま
した。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（月岡清孝君） 以上で本定例会の会議に付議された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

お諮りいたします。

本会議の議決結果並びに会議録の整理については、議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議の議決の結果並びに会議録の整理については、議長に一任させていただきます。

会議を閉じます。

これをもちまして平成28年長柄町議会第3回定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時00分